

羅臼町環境白書

2023



羅 臼 町

羅臼町環境白書 2023 目次

1	羅臼町の環境のあらまし	1
2	社会環境のあらまし	3
3	生活環境の状況と施策	8
4	自然環境の状況と施策	31
5	地球環境の保全	34
6	環境関連の総合的な取組み	38
7	資料編	44

1 羅臼町の環境のあらまし

(1) 位置

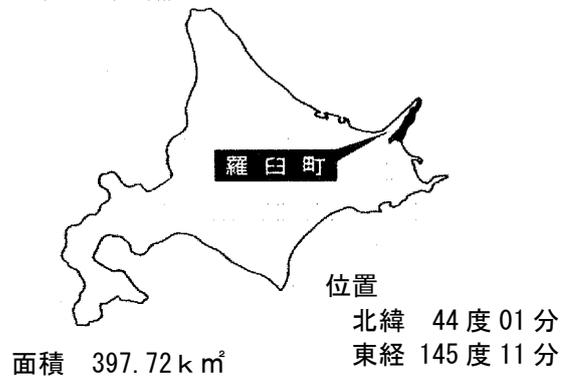
羅臼町は北海道の東北端、大自然豊かな知床半島にある町で、知床半島の稜線から北側が斜里町の行政区域、南側が羅臼町となっています。

また、斜里町が知床半島の外側に町の中心を構え、知床半島に観光拠点のウトロ市街を持つ構図と異なり、羅臼町は行政区域が知床半島の中に完全に納まっており、知床を「生活の場」とする町となっています。

なお、「知床」はアイヌ語で「大地の果て」を意味する「シリエトク」が語源ですが、羅臼町の僅か25km沖には千島列島の国後島があり

例えば、海鳥や海獣などの動物たちにとっては、知床半島は逆に千島列島と連続した自然環境の一部ととらえることができる位置関係にあります。

●位置及び面積



(2) 地形

急峻な知床の山岳地形が海岸近くまで迫っているため、羅臼川、知西別川の河口部と知床半島基部の標津町に近い丘陵地帯を除き、家屋は海岸線の道路沿いに並んでいます。山岳部は知床横断道路を除き基本的にほとんど利用されていません。

標津町から羅臼町市街地を経て先端部へ向かう道路は相泊漁港までで、それより先端側の「番屋」と呼ばれる夏場だけ漁業作業に使う家



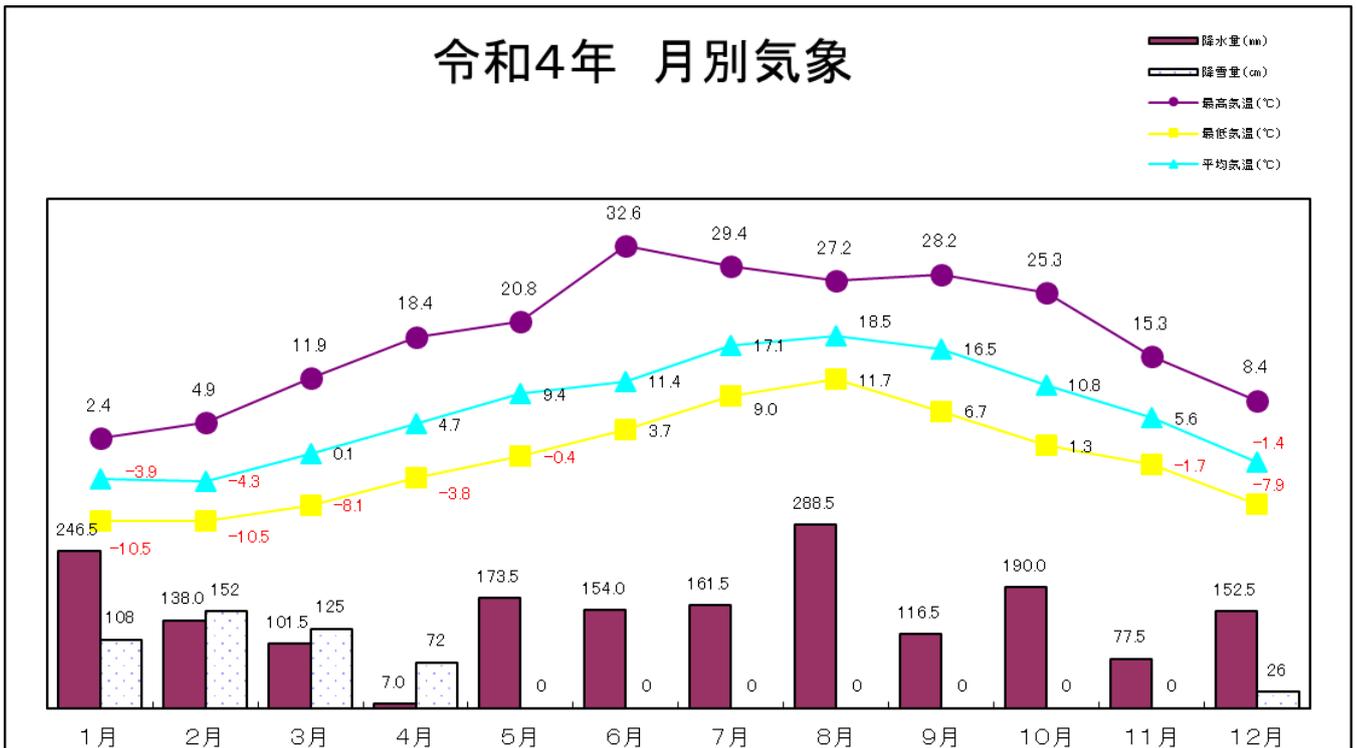
屋へは船を利用するか、徒歩で行くこととなります。羅臼の海岸線は何箇所か難所はあるものの徒歩で知床岬に到達することが可能となっています。山側は崖になっていますが海岸線には玉石が打ち寄せられ、特産の「羅臼昆布」の干場として利用できるような状況の浜が続いています。このように人間が利用できる海岸線があったことが、知床を「生活の場」として羅臼町が発展してきた大きな要因となっています。

(3) 気候

一般的に大陸性気候は寒暖が激しく海洋性気候は温暖なのが一般的ですが、日本の場合冬は大陸から冷たい空気が吹き込むため、島国としては珍しく寒暖の激しい気候となっています。特にオホーツク海は、流氷で海面が閉ざされることにより、冬の冷え込みが一層厳しくなります。

しかし、知床半島の気象は稜線を境として斜里側と羅臼側で大きく異なっており、斜里側は夏暑く冬の寒さが厳しく、羅臼側は夏涼しく冬の寒さは斜里側ほどではありません。

そのほか、羅臼町の気候は非常に不安定で、強風が吹き降水量が多いことも特徴となっています。



令和4年風速 (m/s) 及び日照時間 (h)

(資料：釧路気象台)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
風速	最大(m/s)	13.8	15.4	16.0	11.4	14.1	9.1	7.0	7.4	11.0	10.5	13.7	12.5
	平均(m/s)	2.7	3.2	2.5	2.4	2.4	1.9	1.7	1.8	2.7	2.8	3.0	2.9
日照時間(h)		102.8	94.8	118.3	193.9	179.5	95.0	116.4	99.7	135.5	126.4	107.2	119.0

(注意) 最高気温及び最低気温は、当該月の極値である。

2 社会環境のあらまし

(1) 人口

羅臼町の人口は、昭和40年の約9千人をピークとして、近年は減少傾向にあり令和5年3月末現在の住民基本台帳人口は4,402人と、4,500人を割り込んでいます。

■人口・世帯数の推移

区分 年次	世帯数 (戸)	人 口 (人)			備 考
		男	女	計	
40年	1,882	4,653	4,278	8,931	第10回国勢調査 10月1日
45年	2,010	4,627	4,118	8,745	第11回 "
50年	2,085	4,454	3,795	8,249	第12回 "
55年	2,804	4,480	3,819	8,299	第13回 "
60年	2,566	4,227	3,838	8,065	第14回 "
平成 2年	2,409	3,948	3,857	7,805	第15回 "
7年	2,254	3,717	3,754	7,471	第16回 "
12年	2,355	3,499	3,457	6,956	第17回 "
17年	2,268	3,242	3,298	6,540	第18回 "
22年	2,166	2,988	3,036	6,024	住民基本台帳人口 3月末
27年	2,182	2,736	2,807	5,543	"
29年	2,110	2,586	2,666	5,252	"
30年	2,084	2,517	2,593	5,110	"
令和 元年	2,062	2,455	2,506	4,961	"
2年	2,083	2,398	2,444	4,842	"
3年	2,055	2,318	2,358	4,676	"
4年	2,008	2,242	2,276	4,518	"
5年	1,990	2,186	2,216	4,402	"

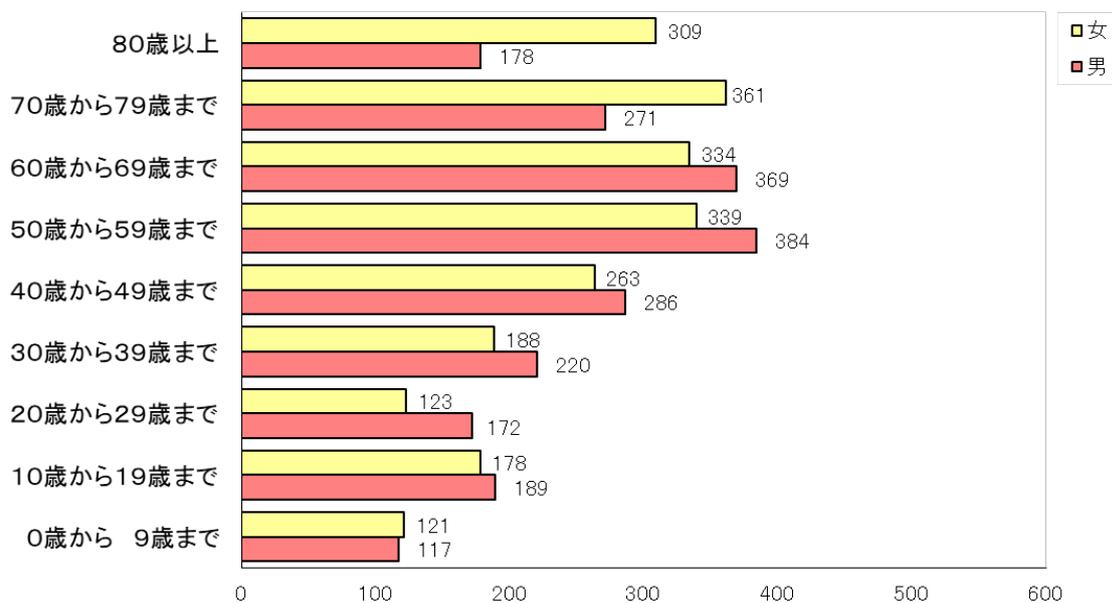
■人口動態の推移

各年12月末現在

	自然的人口増減			社会的増減			増減計	婚姻	離婚
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 2年	103	34	69	282	369	△87	△18	45	11
7年	89	48	41	235	365	△130	△89	40	14
12年	63	47	16	210	335	△125	△109	44	15
17年	65	56	9	151	234	△83	△74	37	15
22年	37	58	△21	173	235	△62	△83	35	12
27年	28	61	△33	160	329	△169	△202	27	12
29年	38	73	△35	156	253	△97	△132	25	11
30年	25	63	△38	136	239	△103	△141	16	8
令和 元年	27	70	△43	148	248	△100	△143	14	11
2年	19	65	△46	121	265	△144	△190	18	12
3年	20	67	△47	124	251	△127	△174	16	10
4年	17	78	△61	157	203	△46	△107	11	5

■10歳階級別人口

令和5年3月末現在



(2) 産業

■ 漁業

羅臼町は、知床の豊かな海を基盤とする漁業の町で、就業人口をみると漁業の割合が突出して高く、製造業に分類される水産加工やサービス業に分類される漁業協同組合を加味すると、就業者の6割以上が水産関連の仕事に就いています。

魚種は豊富で、すけそ(すけとうだら)、秋さけ、ほっけ、たら、こんぶなどが中心で、かつて流水の季節に大量に水揚げのあった、すけそは、平成2年をピークに漁獲量が減少しています。また、秋さけ、についてもここ数年は極端な不漁が続いています。

産業別 15 歳以上就業者数の推移

産業区分	平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	3,404	2,048	1,356	3,221	1,904	1,317	2,829	1,628	1,201
第 1 次産業	1,497	1,022	475	1,262	903	359	1,101	752	349
農業	29	17	12	30	17	13	30	16	14
林業・狩猟業	7	7	0	2	2	0	2	2	0
漁業	1,461	998	463	1,230	884	346	1,069	734	335
第 2 次産業	591	340	251	648	385	263	450	256	194
鉱業	5	5	0	0	0	0	1	1	0
建設業	155	131	24	185	160	25	139	119	20
製造業	431	204	227	463	225	238	310	136	174
第 3 次産業	1,313	684	629	1,311	616	695	1,213	585	628
卸・小売業	318	141	177	258	102	156	246	98	148
金融・保険業・不動産業	38	20	18	32	13	19	25	10	15
運輸・通信業	104	84	20	94	71	23	110	76	34
電気・ガス・水道業	4	2	2	0	0	0	4	2	2
サービス業	678	289	389	753	291	462	666	264	402
公務	171	148	23	174	139	35	162	135	27
分類不能の産業	3	2	1	0	0	0	65	35	30

(国勢調査)

漁業生産状況

(単位：トン、千円)

年次 魚種	昭和50年		昭和60年		平成2年		平成10年		平成20年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
すけそ	18,435	838,559	81,020	9,100,638	111,432	15,091,625	13,910	2,020,832	10,234	1,755,572
秋さけ	10,207	8,694,546	8,529	4,420,634	9,308	3,617,645	10,824	2,909,375	11,145	5,416,486
けいじ	-	-	-	-	-	-	-	-	4	61,157
ほっけ	3,150	188,961	1,548	388,867	6,573	1,051,547	3,622	583,291	5,971	1,246,215
めんめ	461	266,443	1,223	1,438,853	532	1,126,778	308	972,139	56	179,698
うに	11	92,825	20	240,201	14	266,719	36	219,398	87	145,158
たら	2,279	311,235	3,731	485,915	2,441	294,454	3,839	911,026	3,175	1,065,907
かれい	1,854	241,364	2,247	739,728	1,247	567,130	1,364	332,623	1,445	331,888
いか	2,175	828,445	6	2,483	4,203	599,948	4,002	1,005,204	4,870	791,777
おひょう	173	126,157	21	37,028	47	72,448	34	39,095	23	16,628
その他	3,571	657,070	3,138	755,547	4,513	1,234,646	2,856	616,437	4,498	1,220,024
こんぶ	312	438,840	401	704,760	615	1,453,603	380	920,708	216	577,892
合計	42,628	12,684,445	101,884	18,314,654	140,925	25,376,543	41,175	10,530,128	41,724	12,808,402

年次 魚種	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	数量	金額								
すけそ	4,640	760,613	4,991	611,410	3,082	440,548	5,411	608,191	7,241	746,827
秋さけ	2,983	2,116,932	2,008	1,176,937	1,493	1,164,998	1,876	1,686,769	3,587	2,583,700
けいじ	1	6,587	1	7,438	1	3,104	1	8,375	1	5,029
ほっけ	1,014	225,140	1,092	228,818	1,512	269,210	4,708	498,484	1,127	192,653
めんめ	51	179,041	61	213,367	51	163,423	52	188,389	59	222,145
うに	86	258,091	96	320,207	67	183,841	81	225,515	111	391,158
たら	4,668	1,117,141	4,344	1,084,058	3,959	846,758	3,385	688,971	3,384	786,938
かれい	1,222	194,158	1,376	228,563	1,181	172,484	1,161	157,306	1,293	173,664
いか	169	73,413	2,670	1,873,598	224	122,425	1,093	682,409	309	256,101
おひょう	40	16,310	31	11,420	17	6,709	16	5,350	13	6,880
その他	6,159	2,336,331	7,467	2,324,999	7,143	2,098,735	8,348	2,327,656	8,441	2,860,448
こんぶ	290	776,597	183	489,387	336	846,926	157	414,996	285	777,752
合計	21,323	8,060,354	24,320	8,570,202	19,066	6,319,161	26,289	7,492,411	25,851	9,003,295

■その他の産業

農業は、標津町に隣接した峯浜地区で酪農業が営まれており、工業は水産加工業が中心で、商業は羅臼町市街地に店舗が多く出店しています。

観光客の入り込みは近年 50～55 万人台で推移していましたが、令和 2 年度～4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。また、宿泊率は 10%前後に留まっており依然として「日帰り通過型」の観光形態となっています。自然体験を柱とした羅臼町の魅力を十分に堪能してもらうため、地域資源を活かした「滞在型観光」の推進が必要となっています。

農家数・乳牛飼育頭数・牛乳出荷量の推移

年度	農家 戸数	乳牛 頭数	出荷量 (t)
S 60 年度	18	736	2,324
H 元年度	17	794	2,859
10 年度	16	873	3,862
20 年度	9	583	3,010
29 年度	9	714	3,698
30 年度	9	731	3,598
R 元年度	9	740	3,587
2 年度	9	700	3,486
3 年度	9	702	3,591
4 年度	9	673	3,287

(産業創生課)

観光客入込数の推移

年度	入込総数	観光タイプ別内訳	
		日帰り	宿 泊
S 60 年度	698,822	605,680	93,142
H 元年度	688,870	580,175	108,695
10 年度	611,076	479,021	132,055
20 年度	630,734	567,524	63,210
29 年度	552,882	485,253	67,629
30 年度	509,653	460,662	48,991
R 元年度	546,568	512,149	34,419
2 年度	269,293	246,346	22,947
3 年度	274,426	243,642	30,784
4 年度	267,837	226,973	40,864

(産業創生課)

工業の推移

年次	事業 所数	従業 者数	製造品出荷額 (万円)
H 元年	31	276	1,185,379
5 年	30	296	1,226,144
10 年	27	296	900,203
15 年	25	325	919,988
20 年	22	313	1,646,790
25 年	21	341	1,797,615
29 年	19	288	1,342,131
30 年	19	259	1,252,065
R 元年	19	262	1,481,335
2 年	18	242	1,244,449
3 年	16	221	1,484,476

(工業統計調査)

商業の推移

年次	商店数	従業者数	年間商品販売額 (百万円)
S 63 年	111	467	13,447
H 3 年	106	450	14,267
6 年	96	414	9,903
9 年	85	424	10,716
11 年	89	445	12,359
14 年	89	471	12,995
16 年	90	467	13,310
19 年	83	439	14,520
26 年	65	355	10,976
28 年	70	362	16,028
R 3 年	56	283	6,631

H29～R2 は、調査なし

(商業統計調査)

3 生活環境の状況と施策

(1) 河川等の水質調査

羅臼町の河川は、源流部から海までの距離が短く水の滞留時間が短いため、湿原を流れる川などと違い、人為的な汚濁がない条件下では河口部においても源流に近い水質が保たれると考えられます。

しかし、羅臼川や知西別川など、市街地が川沿いに中流部まで分布する流域では、産業排水や生活排水により水質の悪化が懸念される河川もあります。

羅臼町では、羅臼漁業協同組合の協賛を得ながら、羅臼川簡易水質浄化事業を行い、可能な限り生活雑排水を浄化して放流しており、羅臼川、知西別川、春刈古丹川、陸志別川、植別川の5ヶ所の河川について継続して水質調査を行っています。



羅臼市街地中心部を流れる羅臼川



羅臼川の水質検査の様子

■ 羅臼川

羅臼川の水質調査は6月28日、10月18日の2回にわたり、羅臼川「熊の湯温泉上流 (NO. 1)」、「熊越橋上流 (No. 2)」、「おじろ橋上流 (NO. 3)」の3地点において行なっています。

各調査地点の結果を環境基準と比較すると、大腸菌群数を除いた場合はAA型、大腸菌群数を含む場合でも、水産1級となるA型以上に相当しています。

また、調査結果を比較すると、全りん及び大腸菌群数は、環境基準及び水産用水基準を満たしておりますが、下流に行くに従って上昇傾向が見られ、生活排水の影響によるものと考えられます。

以上のことから、羅臼川の水質は清浄な状態が維持されており、水生生物の生息環境として良好であるとともに、羅臼海域の環境に対し影響を与える可能性は少ないと判断できます。

【令和4年度の調査結果】

* 分析結果のうち未満とあるのは、定量下限値未満であることを示す。

* 用語解説、基準値については13ページから15ページを参照

項目	単位	基準値	分析結果(1回目)		
			羅臼川 No1	羅臼川 No2	羅臼川 No3
調査月日	月日	—	令和4年6月28日		
天候	—	—	晴		
採水時刻	時分	—	9:05	9:25	9:45
水素イオン濃度(pH) (測定時水温)	— (°C)	5.0以上 9.0以下	7.5 (21.0)	7.8 (21.0)	7.8 (21.0)
懸濁物質(SS)	mg/L	200	2.0	1.0	2.0
生物学的酸素消費量(BOD)	mg/L	160	0.5未満	0.5未満	0.5未満
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160	0.8	1.3	0.8
溶存酸素(DO)	mg/L	5	11.0	10.6	10.5
透視度	度		30以上	30以上	30以上
大腸菌群数(最確数法)	CFU/100mL	3,000	10	25	53
全窒素	mg/L	120	0.08	0.12	0.09
全りん	mg/L	16	0.012	0.019	0.017
残留塩素	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
アルミニウム	mg/L	0.02	0.12	0.10	0.11

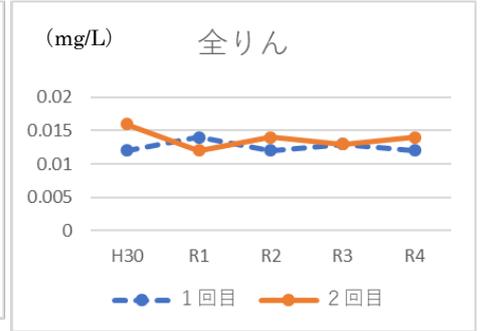
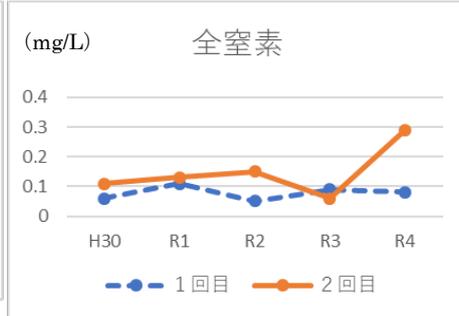
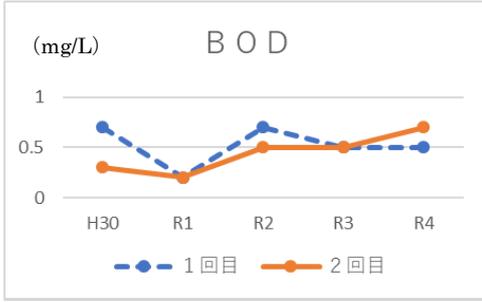
項目	単位	分析結果(2回目)		
		羅臼川 No1	羅臼川 No2	羅臼川 No3
調査月日	月日	令和4年10月18日		
天候	—	曇		
採水時刻	時分	9:10	9:30	9:50
水素イオン濃度(pH) (測定時水温)	— (°C)	7.3 (17.0)	7.9 (17.0)	7.9 (17.0)
懸濁物質(SS)	mg/L	1.0	2.0	2.0
生物学的酸素消費量(BOD)	mg/L	0.7	0.6	0.8
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.4	1.4	1.7
溶存酸素(DO)	mg/L	11.8	11.3	11.2
透視度	度	30以上	30以上	30以上
大腸菌群数	MPN/100mL	33	220	240
全窒素	mg/L	0.29	0.12	0.38
全りん	mg/L	0.014	0.020	0.024
残留塩素	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満
アルミニウム	mg/L	0.1	0.07	0.08

* 分析結果のうち未満とあるのは、定量下限値未満であることを示す。

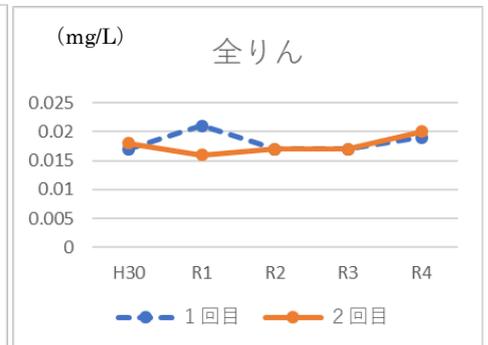
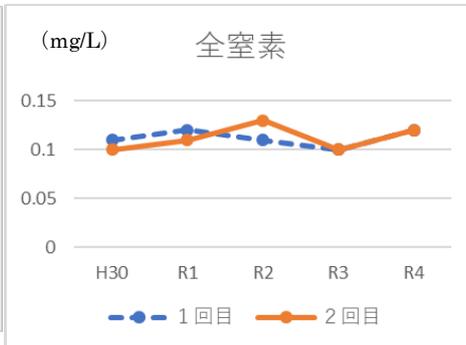
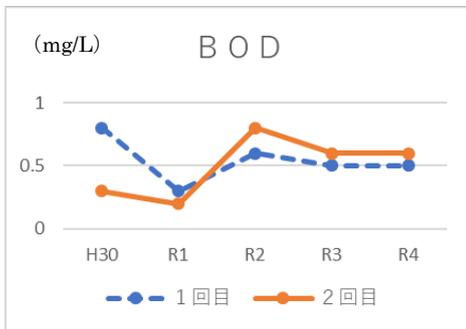
* 用語解説、基準値については13ページから15ページを参照

経年変化(BOD、全窒素、全りん)

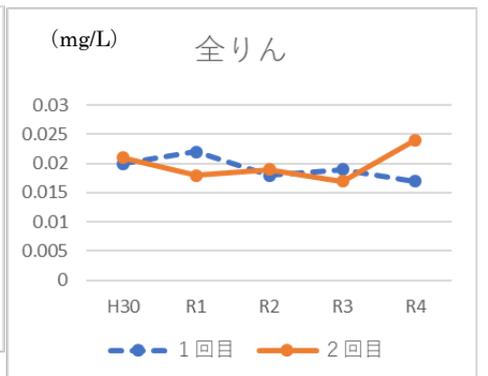
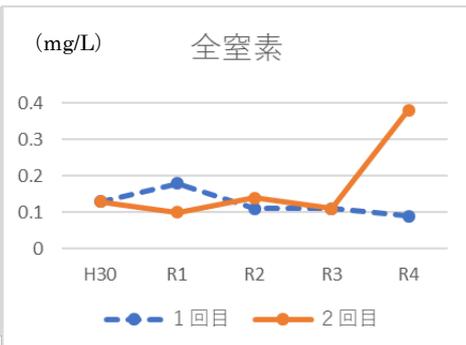
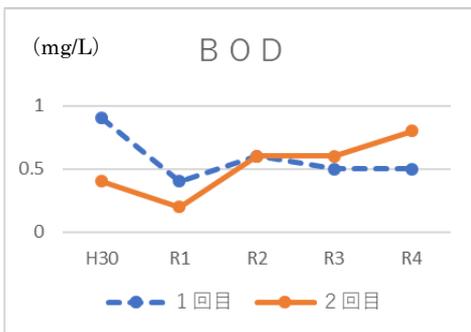
羅臼川 NO. 1



羅臼川 No. 2



羅臼川 No. 3



■知西別川

知西別川の水質調査は、10月18日に上流部（水産加工場の影響を受けない）と河口付近の下流部の2地点で行なっています。

各調査地点の結果を環境基準と比較すると、全りんは、河口付近の下流部でわずかに上昇する傾向が見られ、流入する排水の影響を受けたものと考えられますが、大腸菌群数を含む場合でも、水産1級となるA型以上に相当しています。

以上のことから、知西別川も水生生物の生息環境として良好であるとともに、羅臼海域の環境に対し影響を与える可能性は少ないものと判断できます。

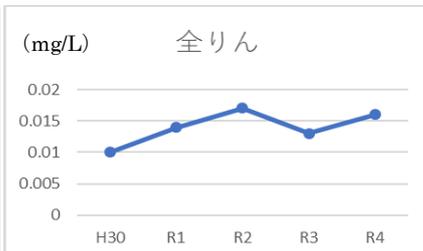
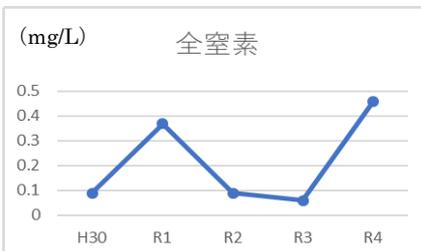
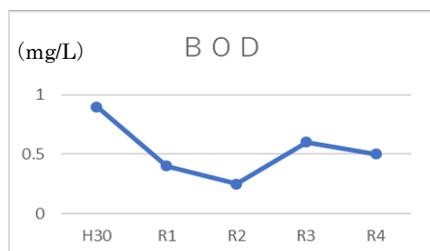
項目	単位	分析結果	
		知西別川上流	知西別川下流
調査月日	月日	令和4年10月18日	
天候	—	曇	
採水時刻	時分	13:05	13:25
水素イオン濃度(pH) (測定時水温)	— (°C)	7.6 (16.0)	7.4 (16.0)
懸濁物質(SS)	mg/L	2	2
生物化学的酸素消費量(BOD)	mg/L	0.5	0.5
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.7	1.9
溶存酸素(DO)	mg/L	11.8	11.8
透視度	度	30以上	30以上
大腸菌群数	MPN/100mL	28	26
全窒素	mg/L	0.46	0.25
全りん	mg/L	0.016	0.019
残留塩素	mg/L	0.1未満	0.1未満
アルミニウム	mg/L	0.05	0.05

* 分析結果のうち未満とあるのは、定量下限値未満であることを示す。

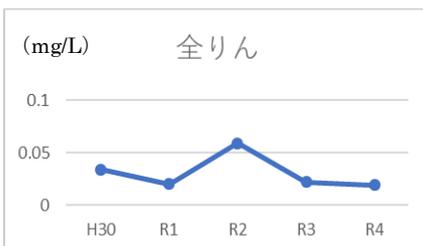
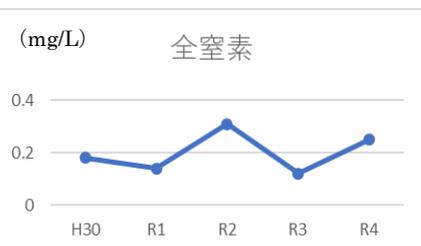
* 用語解説、基準値については13ページから15ページを参照

知西別川上流

経年変化(BOD、全窒素、全りん)



知西別川下流



■春刈古丹川

春刈古丹川の水質調査は、10月18日に上流部と河口付近の下流部の2地点で行なっています。

各調査地点の結果を環境基準と比較すると、全窒素は、河口付近の下流部でわずかに上昇する傾向が見られていますが、河川由来の影響が大きく特に問題はなく、大腸菌群数を含む場合でも、水道1級となるAA型以上に相当しています。

以上のことから、春刈古丹川も水生生物の生息環境として良好であるとともに、羅臼海域の環境に対し影響を与える可能性は少ないものと判断できます。

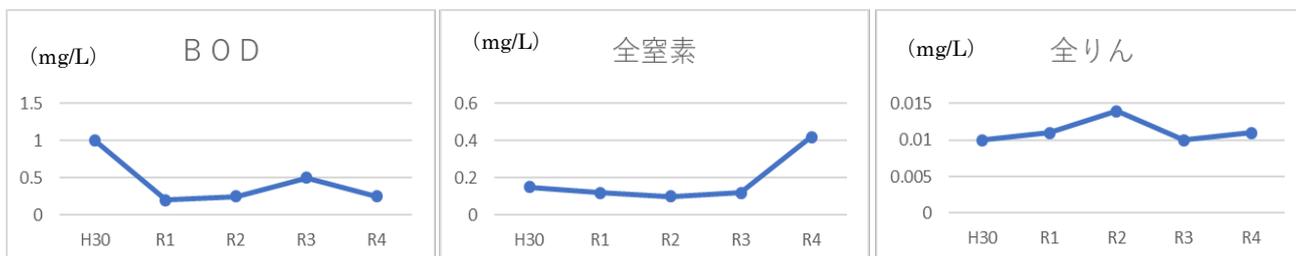
項目	単位	分析結果	
		春刈古丹川上流	春刈古丹川下流
調査月日	月日	令和4年10月18日	
天候	—	曇	
採水時刻	時分	13:50	14:06
水素イオン濃度(pH) (測定時水温)	— (°C)	7.4 (17.0)	7.7 (17.0)
懸濁物質(SS)	mg/L	1 未満	1 未満
生物学的酸素消費量(BOD)	mg/L	0.5 未満	0.5
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.2	1.5
溶存酸素(DO)	mg/L	11.5	11.3
透視度	度	30 以上	30 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	1	4
全窒素	mg/L	0.42	0.61
全りん	mg/L	0.011	0.011
残留塩素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満
アルミニウム	mg/L	0.02 未満	0.02 未満

* 分析結果のうち未満とあるのは、定量下限値未満であることを示す。

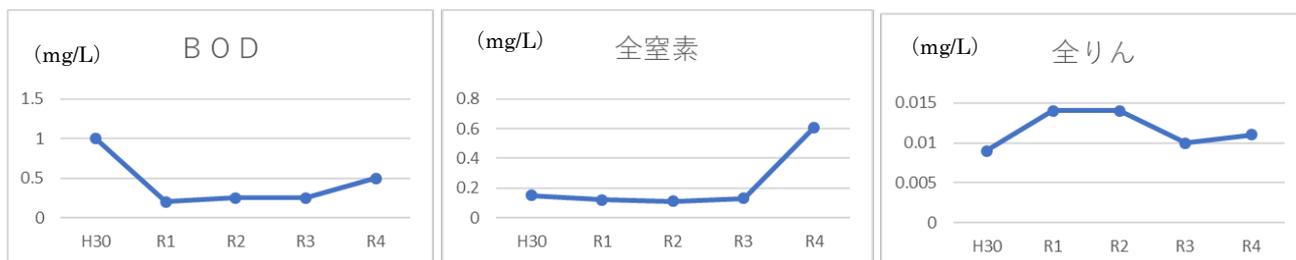
* 用語解説、基準値については13ページから15ページを参照

春刈古丹川上流

経年変化(BOD、全窒素、全りん)



春刈古丹川下流



■陸志別川、植別川

陸志別川及び植別川の水質調査は、10月18日に河口付近の下流部の1地点で行なっています。

各調査地点の結果を環境基準と比較すると、全窒素が高くなっていますが、河川由来の影響が大きく特に問題はなく、大腸菌群数を含む場合でも、水産1級となるA型以上に相当しています。

以上のことから、陸志別川及び植別川も水生生物の生息環境として良好であるとともに、羅臼海域の環境に対し影響を与える可能性は少ないものと判断できます。

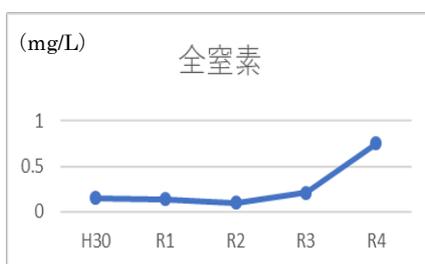
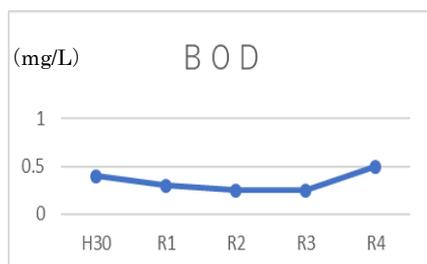
項目	単位	分析結果	
		陸志別川下流	植別川下流
調査月日	月日	令和4年10月18日	
天候	—	曇	
採水時刻	時分	14:35	14:55
水素イオン濃度(pH) (測定時水温)	— (°C)	7.6 (17.0)	7.5 (17.0)
懸濁物質(SS)	mg/L	1未満	1
生物化学的酸素消費量(BOD)	mg/L	0.5	0.6未満
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.3	1.1
溶存酸素(DO)	mg/L	11.1	11.1
透視度	度	30以上	30以上
大腸菌群数	MPN/100mL	99	6
全窒素	mg/L	0.75	0.55
全りん	mg/L	0.007	0.005
残留塩素	mg/L	0.1未満	0.1未満
アルミニウム	mg/L	0.03	0.02

*分析結果のうち未満とあるのは、定量下限値未満であることを示す。

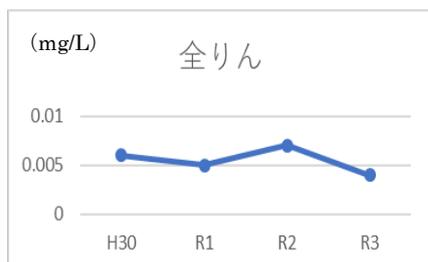
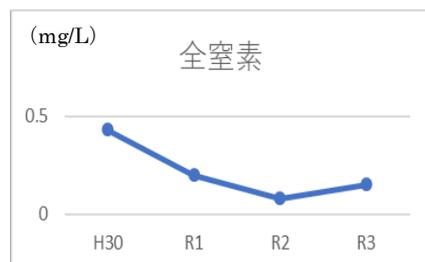
*用語解説、基準値については13ページから15ページを参照

経年変化(BOD、全窒素、全りん)

陸志別川下流



植別川下流



○主な水質用語解説

用 語	解 説
pH（水素イオン濃度）	水の酸性・アルカリ性を示すもので pH が7のときは中性、これより数値の高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性であることを示します。pHの急激な変化は有害物質の混入などの異常があったことを示します。
DO（溶存酸素）	水中に溶解している酸素量を言い、有機物による汚染の著しいほど低い濃度を示します。一般に魚介類の生存には5mg/L以上の溶存酸素が必要とされています。
BOD（生物化学的酸素要求量）	水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量をいい、この値により水中にある生物化学的な分解を受ける有機物の量を示します。BODは最も広く使われている汚濁の指標です。
SS（浮遊物質または懸濁物質）	<p>水中に懸濁している不溶性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれます。</p> <p>通常の河川のSSは25～100mg/L以下ですが、降雨後の濁水の流出時には数百mg/L以上になることもあります。</p>
大腸菌群数	<p>大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌ときわめてよく似た性質を持つ細菌の総称です。大腸菌群は、多少の例外はありますが、一般に人畜の腸管内に常時生息し、健康な人間の糞便1g中に10億～100億存在するといわれています。そのため、微量のし尿によって水が汚染されてもきわめて鋭敏に大腸菌群が検出され、また、その数に変動をきたします。大腸菌群の検出は容易かつ確実なので、し尿汚染の指標として広く用いられています。</p> <p>大腸菌群自身は、普通病原性はなく、また糞便性でない大腸菌群が検出されたからといって直ちにその水が危険であるとはいえません。しかし、大腸菌群が多数検出されることは、その水はし尿による汚染を受けた可能性が高く、したがって赤痢菌やサルモネラ菌などの病原性細菌によって汚染されている危険があるということを示すものです。</p>
全窒素（総窒素）	水中の窒素の総量で窒素ガス(N ₂)として溶存している窒素は含まれていません。富栄養化の指標としては、総窒素がもっともよく使われ、富栄養と貧栄養の限界値は0.15～0.20mg/L程度とされています。
全リン（総リン）	水中のすべてのリン化合物を定量したもので、富栄養化の目安としては、0.02mg/L程度とされています。

○生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道1級	6.5以上	1mg/l	25mg/l	7.5mg/l	20CFU/100ml
A	自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級	6.5以上	2mg/l	25mg/l	7.5mg/l	300CFU/100ml
A	水産1級水浴およびB以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級	6.5以上	3mg/l	25mg/l	5mg/l	1000CFU/100ml
B	水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級	6.5以上	5mg/l	50mg/l	5mg/l	—
C	工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級・農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/l	100mg/l	2 mg/l	—
D		8.5以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級	6.0以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l	—
E	環境保全	8.5以下	以下		以上	—

1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級: 濾過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

○排水基準値表

項 目	基準値（許容限度）
水素イオン濃度（pH）	海域以外に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
浮遊物質（SS）	200 mg/l（日間平均 150 mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類含有量）	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動物性油脂類含有量）	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/l（日間平均 60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l（日間平均 8 mg/l）

※日間平均による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

(2) 合併処理浄化槽

河川や海の水質環境の保全のために、平成3年度より補助制度を設けるなどして合併処理浄化槽の普及を促進しており、毎年20基ずつの設置を計画しています。また、令和元年度より単独処理浄化槽から合併浄化槽への設置替えを促進するために、新たな補助制度を設けています。

なお、令和4年度は補助事業で4基、補助外事業で2基の計6基の設置で、令和4年度末で合計1000基の設置数となっています。

■ 普及状況

普及率の算出については、平成24年度からは算出方法を見直し、建物に設置された水道メーター数に対して、合併処理浄化槽が設置された建物の水道メーター数により算出しており、令和4年度末では51.57%の普及率となっています。

普及状況としましては、毎年20基ずつの設置を計画していますが、既存からの設置替えは経費等もかかるため進まない状況にあり、また、市街地区は家屋が密集しており、設置スペースの制限上普及が進まない状況となっています。

○令和4年度末現在の設置状況

区 分	R3	R4	比 較
行政区域内人口 / 世帯数	4,490人 / 1,983	4,348人 / 1,939	-142人 / -44
合併処理浄化槽利用人口	2,660人	2,594人	-66人
合併処理浄化槽設置基数	995基	1000基	+5基 (+6基 -1基)
合併処理浄化槽設置率	50.18%	51.57%	+1.39%

○一般住宅の補助金額の推移

(単位：円)

人槽	区分	H3~5	H6~16	H17~18	H19~21	H22~
5人槽	既存	480,000	1,050,000	750,000	740,000	620,000
	新築		850,000	600,000	590,000	470,000
7人槽	既存	700,000	1,250,000	900,000	890,000	740,000
	新築		1,050,000	750,000	740,000	590,000
10人槽	既存	1,160,000	1,750,000	1,250,000	1,240,000	1,060,000
	新築		1,500,000	1,050,000	1,040,000	860,000

*5人槽~10人槽の既存については、補助額に内部改造費の10万円がプラスされています。

(3) 大気の状態

大気汚染には、火山噴火等の自然のものと、化石燃料の燃焼や工場や家庭からの排煙、自動車の排気ガス等の人為的なものがありますが、近年大気環境ではダイオキシン光化学スモッグ、PM2.5、放射能といった人為的な汚染物質が問題となっています。

羅臼町の大気の状態については、平成14年に焼却炉を閉鎖しているためダイオキシン類の問題は少ないと考えられますが、まだ一部の町民が野焼きをしている現状があります。

東日本大震災により、福島原発の事故が発生し、国をはじめ都道府県では放射能測定を実施しています。羅臼町では放射能に限らず、大気汚染物質の影響やその対策について、北海道と連携して行なっている状況下にあります。

(4) 海岸漂着ごみ

海岸漂着ごみについては、全国的に問題となっていますが、羅臼町においても例外ではなく、特に世界自然遺産登録地であり、国立公園の核心地域でもある知床半島先端の沿岸には漁網などの漁業資材が多量に漂着し放置されている状況となっています。また、ペットボトルなどの一般ごみや海外からのごみも漂着しています。

しかし、先端部付近は道路がなく、大量のごみ回収は物理的に困難な状況となっています。

■海岸漂着ごみ回収の取り組み

平成11年度より、町主催や教育委員会主催により知床半島の清掃活動が実施され、また、羅臼漁業協同組合定置部会・刺網青年会での回収活動なども行われています。

しかし、知床半島先端部付近のごみの回収は、ほとんどが文吉湾などに船で上陸し、人力で回収したごみを船まで持ち帰る人海戦術に頼るしかなく、回収効率が悪い状況となっています。

なお、平成21年度には環境省において、小型船で送り込んだ回収要員による手作業（人力）を基本とし、一部エンジンカッターなどの工具を用いながら海岸ごみを回収しています。回収したごみはヘリコプターにより搬出し、ボランティア回収では取りきれないごみの回収をすることにより、風致景観の改善及び回収後の再漂着状況の確認、今後の知床半島地域における効果的な回収方法を検討するための回収事業が行われています。



環境省事業 知床岬付近での作業状況
(知床財団提供)



環境省事業 ヘリコプターによるごみの搬出
(知床財団提供)

【羅臼漁協】

●令和4年5月13日 「羅臼川・春刈古丹川河川清掃」 定置部会主催

※新型コロナウイルス感染症の影響や荒天により、知床半島清掃などの他の事業は中止



5月13日「羅臼川・春刈古丹川河川清掃」(羅臼漁協提供)

(5) 一般廃棄物

■ ごみ処理の広域化

以前、羅臼町では、自ら、ごみ処理施設を運営し焼却等をしていましたが、ダイオキシン類などの公害が社会問題となりました。この問題をクリアするには、新たな施設建設が必要となり、そのためには莫大な建設費と施設維持の費用がかかるため、ごみを広域で処理できないか検討されました。

その結果、4町（別海町、中標津町、標津町、羅臼町）で「根室北部廃棄物処理広域連合」を構成し、可能な範囲で共同処理することとし、可燃ごみについては、別海町に『根室北部広域ごみ処理施設』を建設し、共同で処理しています。

また、資源ごみは、中標津町に3町（中標津町、標津町、羅臼町）によるリサイクルセンターを建設し、燃やせないごみや粗大ごみ等は、標津町に2町（標津町、羅臼町）による最終処分場を建設し、それぞれ共同で処理しています。

なお、最終処分場については、15年間の稼働を終えることから、羅臼町に新たな施設を建設中で、令和5年度から稼働するため工事が進められています。

さらに、生ごみについては、可燃ごみの削減、広域ごみ処理施設までの搬送料の経費削減、資源の有効活用などのため、羅臼町単独で堆肥化処理施設に処理を委託しています。

■ 指定ごみ袋料金等改定

令和4年4月、ごみ減量化を主な目的とし、町民600世帯に対し実施した「ゴミの減量化に向けたアンケート調査」の結果や、女性団体との意見交換、各団体との打ち合わせ等を経て、指定ごみ袋の料金、種類、容量を改定しました。

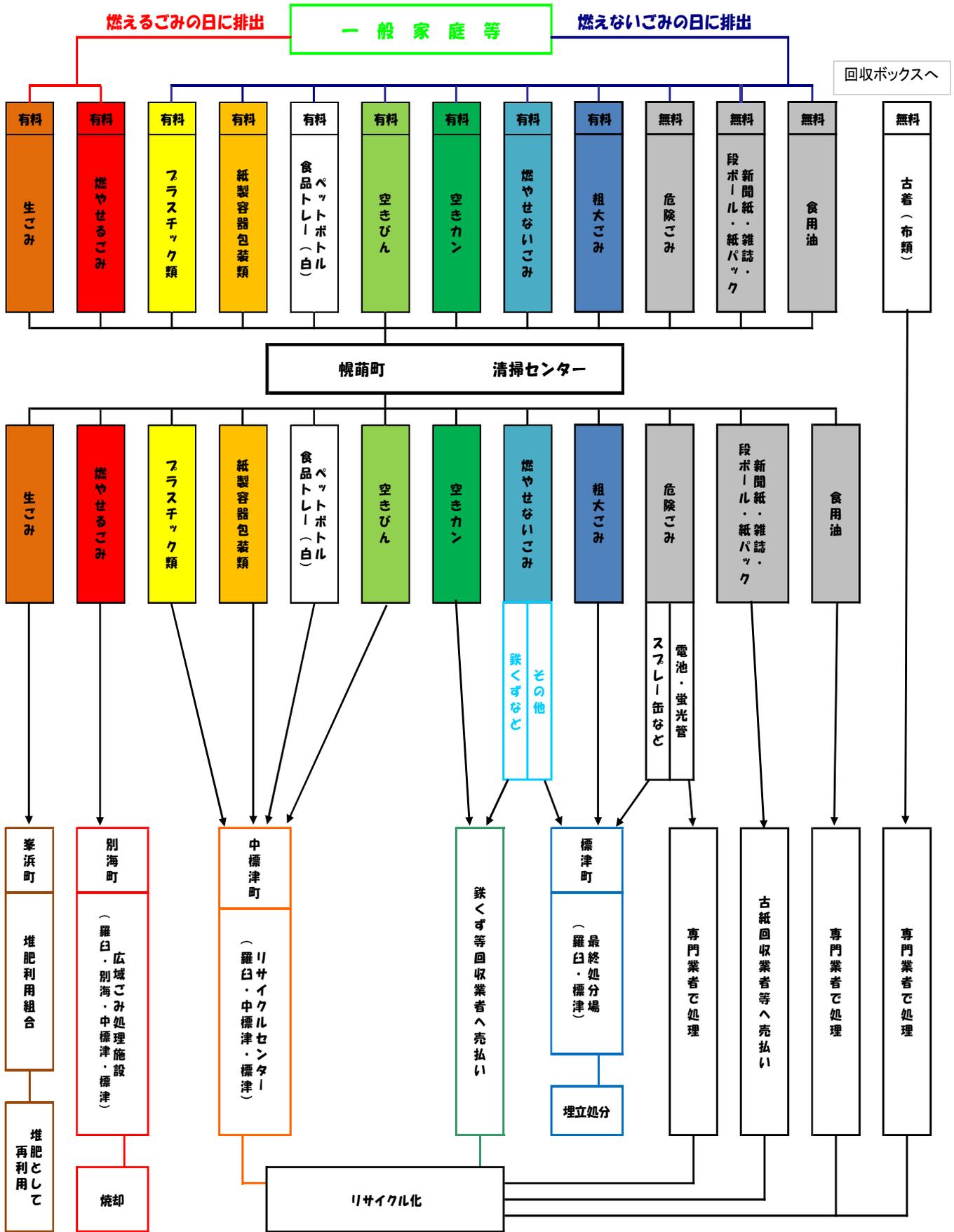
(主なごみ処理施設構成自治体)

分類	所在地・施設名	構成自治体
生ごみ	峯浜町 堆肥化処理施設	羅臼町(単独)
燃やせるごみ	別海町 広域ごみ処理施設	羅臼町・別海町・中標津町・標津町
燃やせないごみ	標津町 最終処分場	羅臼町・標津町
資源ごみ	中標津町 リサイクルセンター	羅臼町・中標津町・標津町

(近年の歴史)

- 昭和53年 [3月] 羅臼ごみ焼却場稼働(燃やせるごみ、燃やせないごみの2分別)
- 平成14年 [11月] 分別収集開始 [12月] ごみ焼却施設停止
- 平成15年 [12月] ごみ料金 定額制から従量制へ(指定袋開始)
- 平成16年 [6月] リサイクルセンター稼働(中標津町) [8月] 最終処分場稼働(標津町)
- 平成17年 [7月] 観光客専用ごみ袋の販売開始
[8月] 堆肥利用組合での生ごみ処理開始 [9月] 指定ごみ袋料金改定
- 平成18年 [6月] 生ごみ袋の6ℓ新設、45ℓ廃止 [9月] 広域ごみ処理施設稼働(別海町)
- 平成19年 [4月] 各ごみ処理施設本格稼働のため、ごみの分別の一部を改定
- 令和4年 [4月] 指定ごみ袋料金等改定

羅臼町 一般廃棄物の収集処理の流れ



指定ごみ袋料金等改定一覧

改定前(R4.3.31まで)			改定後(R4.4.1～)		
品名	容量	単価 (1束(10枚))	品名	容量	単価 (1束(10枚))
生ごみ	6リットル	250 円	生ごみ	3リットル	130 円
	10リットル	400 円		6リットル	変更なし
	20リットル	800 円		10リットル	変更なし
燃やせるごみ	20リットル	800 円	燃やせるごみ	15リットル	600 円
	45リットル	1,200 円		10リットル	400 円
燃やせないごみ	20リットル	800 円	燃やせないごみ	20リットル	変更なし
	45リットル	1,200 円		45リットル	1,600 円
空き缶・びん専用	20リットル	400 円	①空き缶 ②空きびん ③ペットボトル・ 食品トレイ(白) ※種類毎に分別する	10リットル	50 円
	45リットル	650 円		20リットル	100 円
ペットボトル・食品トレイ(白)	20リットル	400 円	①プラスチック類 ②紙製容器包装 ※種類毎に分別する	45リットル	200 円
	45リットル	650 円		20リットル	100 円
プラスチック類	20リットル	400 円		45リットル	200 円
	45リットル	650 円			
紙製容器包装	20リットル	400 円			
	45リットル	650 円			

■ 指定ごみ袋の売上

令和4年度の指定ごみ袋の売上数は、令和4年4月からのごみ袋の料金改定に伴い、全体的に増加となりました。特に、資源ごみについて証紙料金を下げたこともあり、大きく増加となったことから資源化へ意識が変化したものと思われまます。

次に、売上額は、資源ごみについて減少していますが、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみで増加となり、全体的には増加となりました。

○生ごみ

区分 容量	単価(円) 10枚入り	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		束数	金額(円)	束数	金額(円)	束数	金額(円)
3ℓ	130	-	-	263	34,190	1,640	213,200
6ℓ	250	4,192	1,048,000	3,702	925,500	3,552	888,000
10ℓ	400	4,927	1,970,800	4,722	1,888,800	4,483	1,793,200
15ℓ	600	-	-	219	131,400	1,627	976,200
20ℓ	800	1,017	813,600	753	602,400	-	-
計		10,136	3,832,400	9,659	3,582,290	11,302	3,870,600

○燃やせるごみ

区分 容量	単価(円) 10枚入り	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		束数	金額(円)	束数	金額(円)	束数	金額(円)
10ℓ	400	-	-	344	137,600	917	366,800
20ℓ	800	6,124	4,899,200	5,910	4,728,000	6,708	5,366,400
45ℓ(旧)	1,200	8,153	9,783,600	6,666	7,999,200	-	-
45ℓ	1,600	-	-	908	1,452,800	6,771	10,833,600
計		14,277	14,682,800	13,828	14,317,600	14,396	16,566,800

○燃やせないごみ

区分 容量	単価(円) 10枚入り	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		束数	金額(円)	束数	金額(円)	束数	金額(円)
10ℓ	400	-	-	181	72,400	566	266,400
20ℓ	800	443	354,400	434	347,200	613	490,400
45ℓ(旧)	1,200	450	540,000	335	402,000	-	-
45ℓ	1,600	-	-	179	286,400	647	1,035,200
計		893	894,400	1,129	1,108,000	1,826	1,792,000

○プラスチック製包装容器

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	1,802	720,800	1,455	582,000	-	-
45ℓ	650	1,253	814,450	935	607,750	-	-
計		3,055	1,535,250	2,390	1,189,750	-	-

○紙製容器包装

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	456	182,400	278	111,200	-	-
45ℓ	650	205	133,250	148	96,200	-	-
計		661	315,650	426	207,400	-	-

○白色トレイ・ペットボトル

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	1,529	611,600	1,265	506,000	-	-
45ℓ	650	909	590,850	685	445,250	-	-
計		2,438	1,202,450	1,950	951,250	-	-

○ビン・缶

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	400	1,858	743,200	1,568	627,200	-	-
45ℓ	650	1,000	650,000	690	448,500	-	-
計		2,858	1,393,200	2,258	1,075,700	-	-

○資源ごみ① (空き缶、ガラスびん、ペットボトル・食品トレイ(白))

区分 容量	単価 (円) 10 枚入り	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		束数	金額 (円)	束数	金額 (円)	束数	金額 (円)
20ℓ	50	-	-	569	28,450	1,935	96,750
20ℓ	100	-	-	799	79,900	4,332	433,200
45ℓ	200	-	-	644	128,800	2,028	405,600
計		-	-	2,012	237,150	8,295	935,550

○資源ごみ②（プラスチック類、紙製容器包装）

区分 容量	単価（円） 10 枚入り	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		束数	金額（円）	束数	金額（円）	束数	金額（円）
20ℓ	100	-	-	679	67,900	3,650	365,000
45ℓ	200	-	-	581	116,200	2,071	414,200
計		-	-	1,260	184,100	5,721	779,200

○粗大ごみ

区分 内容	単価 （円）	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		枚数	金額（円）	枚数	金額（円）	束数	金額（円）
シール	200	10,360	2,072,000	9,570	1,914,000	10,622	2,124,400
シール (ストッカー用)	7,000	-	-	2	14,000	16	112,000
計		10,360	2,072,000	9,572	1,928,000	10,638	2,236,400

○10 円証紙

区分 内容	単価 （円）	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		枚数	金額（円）	枚数	金額（円）	束数	金額（円）
シール	10	50	500	450	4,500	-	-

○総合計

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総 合 計	25,928,650	24,785,740	26,140,550

■ ごみ処理量

令和3年度の羅臼町民の1人1日当たりのごみ排出量は、1,259gで全道、全国平均と比較するとごみ排出量が多めに推移しており、行政と町民1人1人が更なるごみの減量化に向けて努力する必要があります。

○過去5年間の羅臼町、全道及び全国のごみ量

年 度	区 分	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日当たりの 排出量 (g/人日)	備 考
平 成 29 年 度	羅臼町	5,110	2,263	1,213	
	全 道	5,338,348	1,873,027	961	
	全 国	127,718,374	42,891,158	920	
平 成 30 年 度	羅臼町	4,961	2,530	1,397	
	全 道	5,301,420	1,875,810	969	
	全 国	127,438,270	42,716,264	918	
令 和 元 年 度	羅臼町	4,842	2,260	1,275	
	全 道	5,265,863	1,850,519	960	
	全 国	127,156,017	42,736,787	918	
令 和 2 年 度	羅臼町	4,676	2,381	1,395	
	全 道	5,228,756	1,810,945	949	
	全 国	126,739,787	41,669,102	901	
令 和 3 年 度	羅臼町	4,490	2,064	1,259	
	全 道	5,185,414	1,781,315	941	
	全 国	126,068,422	40,952,585	890	

(環境省 一般廃棄物処理実態調査より)

●参考資料 令和4年度の羅臼町のごみ処理量

R 4	羅臼町	4,348	1,926	1,213	
--------	-----	-------	-------	-------	--

(町による推計)

○各ごみ処理施設搬入量

分類	生ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ
所在地	羅臼町峯浜町	別海町	標津町	中標津町
施設名	堆肥化利用施設	広域ごみ処理施設	最終処分場	リサイクルセンター
R1	482,080 kg	889,870 kg	202,770 kg	112,270 kg
R2	456,812 kg	934,460 kg	405,360 kg	104,860 kg
R3	441,880 kg	896,390 kg	147,500 kg	115,115 kg
R4	431,180 kg	815,200 kg	159,640 kg	120,543 kg

分類	アルミ缶	スチール缶	二級金属	電池・蛍光管
所在地	民間業者	民間業者	民間業者	北見市
施設名	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	野村興産(株)
R1	26,420 kg	19,840 kg	204,350 kg	2,600 kg
R2	24,760 kg	12,305 kg	144,170 kg	2,960 kg
R3	30,500 kg	25,130 kg	112,138 kg	2,950 kg
R4	25,880 kg	16,840 kg	68,107 kg	2,280 kg

分類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック
所在地	民間業者	民間業者	民間業者	民間業者
施設名	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)	(見積合せにて決定)
R1	76,780 kg	74,760 kg	163,752 kg	1,406 kg
R2	58,960 kg	63,921 kg	170,210 kg	1,332 kg
R3	60,420 kg	55,740 kg	171,820 kg	1,104 kg
R4	56,680 kg	62,360 kg	163,600 kg	519 kg

分類	古着	廃食油
所在地	民間業者	民間業者
施設名	(道内の業者)	(道内の業者)
R1	267 kg	1,364ℓ
R2	291 kg	800ℓ
R3	353 kg	1,620ℓ
R4	504 kg	2,564ℓ

(R4ごみ処理量調べより)



清掃センターでの空き缶・空き瓶分別作業

■ 町内の不法投棄

羅臼町内で不法投棄が依然としてなくなりません。

令和4年度は18件の不法投棄事件が発生し、約790kgの投棄物が回収されましたが、全ての事件で投棄者が特定できませんでした。投棄者が判明した際には「羅臼町不法投棄防止条例」に基づき、措置命令等を行なっていきます。

なお、不法投棄されたものは、ペットボトル・弁当容器などの一般家庭ごみの他、冷蔵庫等の家電となっています。

町では不法投棄防止対策として、広報誌や防災無線、看板設置等を通じた啓発、また、環境犯罪として、監視カメラを設置するとともに、必要に応じて羅臼海上保安署、羅臼駐在所と連携した取締まりの強化を図っています。



テトラポット内に不法投棄された、発砲スチロールや魚の残渣



山林等に不法投棄された、ペットボトルなどの生活系ごみ

■ ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所

「ねむろ自然の番人宣言」は、根室管内の貴重な自然を、ごみの不法投棄やポイ捨てなどから守るため、地域住民自らが自然の番人となって、地球環境保全への意識を高め、抑止につなげていくことが必要との共通認識のもと根室管内1市4町で取組みを行なっています。

羅臼町においても、地域の環境保全・環境美化・不法投棄の監視役として、事業者自らが申請しこの運動に参加する団体・事業所に対して認定証を発行しています。

令和5年3月末までの認定事業所数は30事業所となっています。

○令和5年3月末 ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所

住 所	事 業 所 名	住 所	事 業 所 名
富士見町	(有)丸寿 山下	本 町	(有)丸三漁業
本 町	釧路信用組合羅臼支店	八木浜町	NPO 法人しれところ・ウシ
本 町	(一社)知床羅臼町観光協会	栄 町	(有)酒井建設
船見町	羅臼漁業協同組合	麻布町	(有)知床ダイビング企画
麻布町	栄進運輸(有)	栄 町	明治安田生命保険(相)知床営業所
礼文町	(有)羅臼清掃社	栄 町	NPO 法人羅臼スポーツクラブらいず
富士見町	郵便局(株) 羅臼郵便局	礼文町	小野建設工業(株)
湯ノ沢町	小川建設(株)	共栄町	(有)湊屋漁業
本 町	(有)加我建設	共栄町	相泊漁港利用組合
礼文町	(有)大水工業	本 町	(有)和光羅臼営業所
礼文町	らうす印刷企画	本 町	No Borders café
本 町	(有)知床ネイチャークルーズ	富士見町	雨宮印刷(株)羅臼営業所
本 町	(株)知床らうすリンクル	湯ノ沢町	(公財)知床財団
礼文町	(株)西遊旅行 羅臼営業所 知床サライ	知昭町	(有)山崎孝商店
		春日町	(有)赤岩水産
栄 町	大地みらい信用金庫羅臼支店		

また、令和4年度においては、10月24日(月)に、「クリーンアップ作戦(清掃活動)」を、道の駅連絡協議会と合同で行い、当日は12事業所から22名の参加があり、道の駅のほか道道知床公園羅臼線共栄町～岬町間のトンネル2箇所とその周辺のごみ拾いを行なっています。



■し尿処理

羅臼町のし尿処理は、羅臼・標津・中標津の3町による「根室北部衛生組合」を設置し、民間委託業者により収集、組合処理施設に搬入処理しています。

手数料は平成17年度より全額町民負担となっておりましたが、平成26年度の増額改定時に町負担分を新たに設置し、また、令和元年度及び令和4年度の増額改定時に町負担金を再度設置し、住民負担の軽減を図っています。

(搬入量及び手数料)

	し尿	浄化槽汚泥	計	手数料(1リットル当たり)		
				住民負担	町負担	合計
平成16年度	2,493 t	1,941 t	4,434 t	6円70銭	1円68銭	8円38銭
平成17年度	2,429 t	1,957 t	4,386 t	8円10銭	0円	8円10銭
平成19年度	2,287 t	1,898 t	4,185 t	8円10銭	0円	8円10銭
平成20年度	2,033 t	2,108 t	4,131 t	9円80銭	0円	9円80銭
平成25年度	1,691 t	2,419 t	4,110 t	9円80銭	0円	9円80銭
平成26年度	1,658 t	2,349 t	4,007 t	10円00銭	1円88銭	11円88銭
平成30年度	1,660 t	2,303 t	3,963 t	10円00銭	1円88銭	11円88銭
令和元年度	1,384 t	2,253 t	3,637 t	10円00銭	2円10銭	12円10銭
令和2年度	1,343 t	2,273 t	3,616 t	10円00銭	2円10銭	12円10銭
令和3年度	1,342 t	2,440 t	3,782 t	10円00銭	2円10銭	12円10銭
令和4年度	1,363 t	2,237 t	3,600 t	10円00銭	3円20銭	13円20銭

4 自然環境の状況と施策

■知床世界自然遺産地域連絡会議及び適正利用・エコツーリズム検討会議

知床の世界自然遺産の適正な管理のあり方を検討するとともに、効果的な保全管理、普及啓発等を推進するため、関係省庁や両町の関係団体等で構成し連絡・調整を図っています。平成 22 年度より知床世界自然遺産地域科学委員会及び知床世界自然遺産地域連絡会議等の再編を行い、新たに適正利用・エコツーリズム検討会議が新設されました。主な検討内容は、羅臼湖地区、ウトロ海域、知床岬先端部地区等の利用のあり方の検討（保護を基本とした利用の調整）、策定されたエコツーリズム戦略の運用などです。

羅臼町では、平成 26 年度に知床羅臼町観光協会から提案された「知床岬の歴史は羅臼昆布にあり～知床岬 399 番地上陸ツアー～」が提案されましたが、8 年間のモニター実施期間後、令和 4 年にツアー継続が断念され、提案が取り下げられることとなりました。

【令和 4 年度知床世界自然遺産地域連絡会議】

会議	開催月日	主 な 会 議 内 容
第 1 回	R4. 11. 22	環境省、林野庁、北海道の実施事業報告・予定、科学委員会からの報告 他
第 2 回	R5. 3. 22	環境省、林野庁、北海道の実施事業報告、科学委員会からの報告 他

【令和 4 年度適正利用・エコツーリズム検討会議】

会議	開催月日	主 な 会 議 内 容
第 1 回	R4. 10. 27	実施・個別部会等からの報告、モニタリング調査について 他 ※web 開催
第 2 回	R5. 2. 1	実施・個別部会等からの報告、モニタリング調査について 他

【令和 4 年度「知床岬赤岩地区昆布ツアー」部会(適正利用・エコツーリズム検討会議)】

会議	開催月日	主 な 会 議 内 容
ツアー継続を断念したことから解散		

■鳥獣被害防止対策

羅臼町は世界自然遺産に登録されるほど生物の多様性に恵まれている反面、野生鳥獣と人との生活圏が近いがために、野生鳥獣による被害や軋轢が発生しており、彼らと人が共存するために様々な対策が必要となっています。

【羅臼町鳥獣被害防止協議会】

野生鳥獣による農林水産業被害と生活環境被害の防止を促進し、彼らとの共存を目指すため、平成20年4月に関係団体及び機関で構成されました。

協議会の設立によりそれまで各組織で行っていた防止対策について、それぞれが情報を共有するとともに、羅臼町として総合的な鳥獣被害対策を行うための組織ができたこととなります。

これまで、主に野生鳥獣に対応できる人材の育成、野生鳥獣の有害捕獲（特にエゾシカ）事業を行っています。

■ヒグマ対策

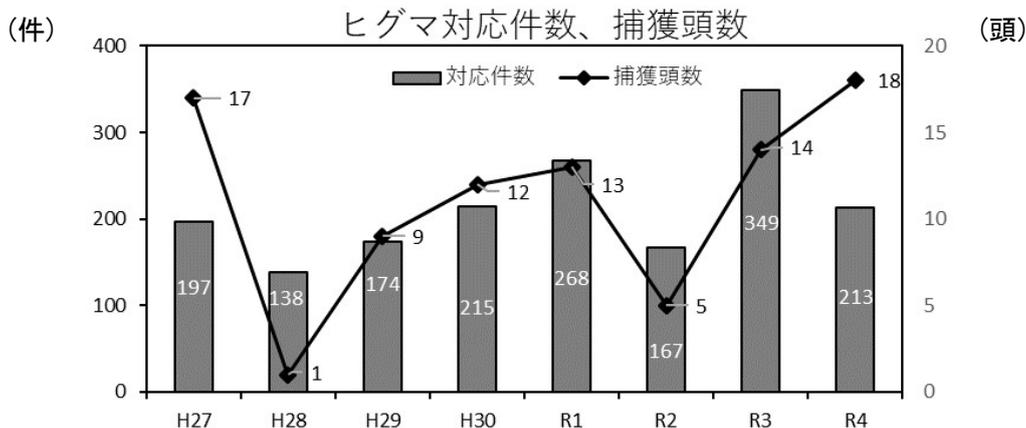
知床は、世界的に見てもヒグマが高密度に生息しているといわれ、自然環境の保全状態は高い評価を得ていますが、羅臼町は人家の裏までヒグマの生息する森林がせまっているため、毎年町内全域でヒグマが出没し、住民の不安材料になるとともに、人身事故の恐れや産業活動への影響など様々な面で支障をきたしています。



ヒグマ対策としては、高密度の生息状況を維持しながら共存を図るため、専門的な知識、技術を持つ公益財団法人知床財団および、猟友会羅臼部会へ業務を委託して協働しています。ヒグマ対策は、斜里町・標津町・羅臼町及び関係機関で策定した「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき、出没した場所やヒグマの行動段階で対応方針を決定しています。

近年、この様な対策を講じながら、草刈りによるヒグマの出没を抑制する試みが各町内会を中心に行われています。平成23年からダイキン工業株式会社様の寄付金により順次設置されたヒグマ侵入防止電気柵に加え、ヒグマを人の生活圏に近づけさせない取り組みが強化されています。

また、交通事故や羅網等によるエゾシカの死亡個体、海岸に漂着する海棲哺乳類の死亡個体はヒグマを人家や道路近くに誘引してしまうことから、時間や曜日を問わず、スムーズに回収できる体制を整えています。



■エゾシカ対策

北海道全域で生息数が高止まり傾向となっているエゾシカは、羅臼町でも例外ではなく、市街地や道路脇などでみられることがあります。増えすぎたエゾシカは、交通事故や庭木、花壇の食害などの生活環境被害のみならず、知床の森林植生にも悪影響を及ぼしていることから、国が行う個体数調整と併せて、羅臼町事業による市街地周辺の有害捕獲も実施しています。

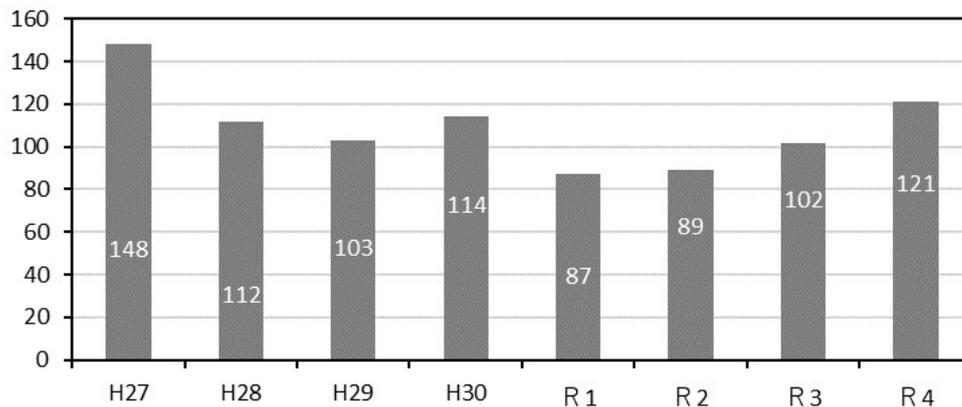


また、鳥獣保護区内のエゾシカは、法律により狩猟では捕獲できないことから、有害駆除の許可により猟友会と連携し捕獲しています。

捕獲したエゾシカについては、有効活用を進めるため、近隣の鹿肉有効活用業者と協力して、可能な限り食肉やペットフードとして有効活用するとともに、鹿肉商品PRを推進しています。

エゾシカ有害捕獲頭数

(頭)



市街地に出没したエゾシカ



群れで行動する様子

5 地球環境の保全

(1) 温暖化防止の取組み

■ゼロカーボンシティを目指して

近年、地球温暖化が急速に進行し、深刻な気象災害が多発するなど、地球規模で環境の危機が進行している中、国は2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しています。

当町においても、2021年3月の羅臼町議会第1回定例会終了後に、豊かな自然の恵みを守り、安心して住み続けられる「知床 羅臼」を未来につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。

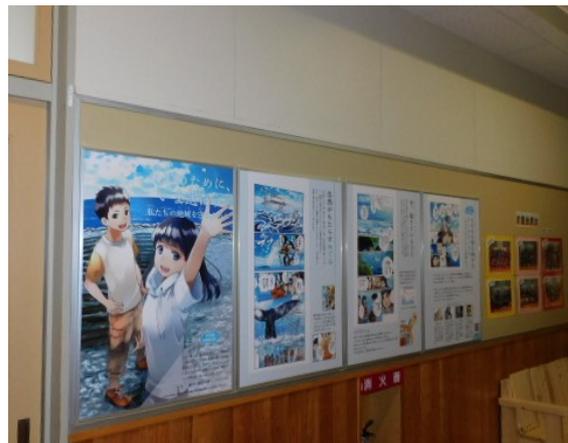
■「COOL CHOICE」(クールチョイス)への賛同

町では、低炭素社会づくりに貢献する製品への買換えや生活習慣の選択など、地球温暖化対策のための「賢い選択」を呼び掛ける国民運動である「COOL CHOICE」に、平成28年10月賛同し令和元年度より町長宣言のもと子供向け環境教室の実施や公共交通利用の呼びかけなど、地球温暖化対策に関する取組みを行なっています。



←周知ポスター

学校での
パネル掲出→



↓児童クラブでの環境教育活動風景↓



■羅臼町地球温暖化防止実行計画

地球温暖化の主因は、石油や石炭などの化石燃料を燃やすことで発生する二酸化炭素であるため、温暖化を防止するためには、ガソリンや灯油、電気などの消費を極力減少させることが重要となっています。

羅臼町では、平成 21 年 3 月に「羅臼町地球温暖化防止実行計画」を策定し、羅臼町の事務事業に関し、自治体の自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的としています。

第 1 次計画では、平成 19 年度を基準年とし平成 25 年度までに温室効果ガス総排出量を 2%削減する目標を達成、平成 26 年からの第 2 次計画では、平成 24 年度を基準年とし平成 30 年度までに温室効果ガス総排出量 2 % 削減を目標に、役場全体で節電の徹底、エコドライブ等の省エネルギー対策に取り組み、最終的には基準年度から 3.7%の削減を達成しています。

また、令和元年度には第 3 次計画が策定され、平成 25 年度を基準年とし令和 12 年度までに温室効果ガス総排出量 26%以上削減を目標に設定しています。

令和 4 年度は、第 3 次基準年度との比較では 28.39%の削減と削減目標を上回っており、要因として、公民館の解体などがあげられます。

しかし、令和 3 年度と比較すると 4.98%の増加となっており、主に新型コロナウイルス感染症の行動制限が徐々に緩和されたことにより、会議やイベント等が増加し、全体的に使用量が増加したことがあげられます。

現在は、目標を上回っていますが、新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなったことから、今後、排出量が増加になることが予測されます。

羅臼町 事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量

(単位：排出量 kg-co2 構成比 %)

温室効果 ガス種類	第 3 次基準年度		第 3 次準備年度		第 3 次計画年度値 (H31~R12)	
	平成 25 年度		平成 30 年度		令和 4 年度	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
二酸化 炭素	2,342,488	99.20	1,985,127	99.39	1,678,202	99.26
メタン	6,458	0.27	4,404	0.22	6,798	0.40
一酸化 窒素	12,229	0.53	7,840	0.39	5,766	0.34
計	2,361,175	100.00	1,997,371	100.00	1,690,766	100.00

平成 25 年度 (基準年度) 比較	△363,804	△15.40	△670,409	△28.39
-----------------------	----------	--------	----------	--------

前年度 対比	—	—	80,178	4.98
--------	---	---	--------	------

羅臼町の事務・事業で排出される温室効果ガスのうち 99%以上を占める二酸化炭素の排出状況は次のとおりとなっています。

羅臼町 事務・事業に伴う『二酸化炭素』総排出量の推移【施設種類別】 (単位：kg - CO2)

温室効果 ガス種類	第3次基準年度		第3次準備年度		第3次計画年度値(H31~R12)	
	平成25年度		平成30年度		令和4年度	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
役場	193,011	8.24	136,340	6.87	146,259	8.72
コミュニティ	353,611	15.09	336,975	16.97	183,547	10.94
保健福祉	375,808	16.05	311,334	15.68	289,804	17.27
産業・観光	515,662	22.01	452,223	22.78	266,472	15.88
教育	659,690	28.16	522,337	26.31	571,816	34.07
その他	244,706	10.45	225,918	11.38	220,305	13.12
計	2,342,488	100.00	1,985,127	100.00	1,678,203	100.00

各項目別の『二酸化炭素排出量と削減目標達成値』

調査項目	基準値 (H25) (kg - CO2)	目標値 (R12) (kg - CO2)	達成値 (R4) (kg - CO2)	増減量 (基準値比較) (kg - CO2)	増減率
ガソリン	62,629	57,160	42,703	△19,926	△31.82%
灯油	213,330	88,417	168,956	△44,374	△20.80%
軽油	79,193	41,393	30,823	△48,370	△61.08%
A重油	344,749	328,407	168,566	△176,183	△51.10%
LPG	78,458	29,067	1,417	△77,041	△98.19%
電気	1,564,129	1,188,556	1,265,738	△298,391	△19.08%
合計	2,342,488	1,733,000	1,678,203	△664,285	△28.36%

■電動アシスト自転車（E-bike（イーバイク））の利用

地球温暖化防止に寄与することを目的に、役場において、市街地周辺の移動の際の公用車の代用となるよう、令和3年度より電動アシスト自転車2台を導入しています。

令和4年度は、延べ136回使用され、約24.87 kg-CO₂の二酸化炭素排出の削減につながりました。

年度	取組期間	利用回数	CO ₂ 排出削減量
令和3年度	9月29日～10月27日（29日間）	延べ22回	10.50 kg-CO ₂
令和4年度	5月9日～10月31日（176日間）	延べ136回	24.87 kg-CO ₂

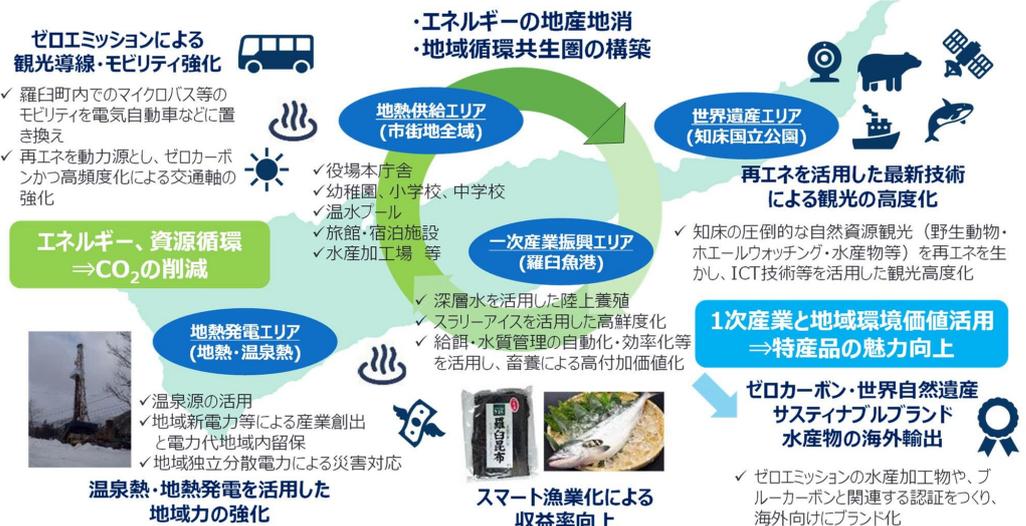
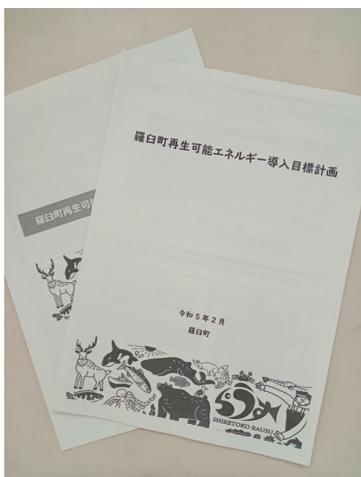


■羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画

「ゼロカーボンシティ」達成のため、当町のCO₂排出量の現状や課題を把握し、当町が持ち得る再生可能エネルギー導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を設定し、その目標を実現するための具体的施策などを検討することを目的に、『羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画』を策定しました。今後、この計画を基に地域課題の解決への寄与や、地域の魅力を更に向上させていくことについても視野に再生可能エネルギーの導入を検討する必要があります。

また、この計画が「ゼロカーボンシティ」達成にむけての指針となる重要な計画であり、これを基に様々な取組を進めていきます。

羅臼町の将来ビジョン：豊かな自然と共生し、活気に満ちたゼロカーボン地域



← ゼロカーボン推進のための将来ビジョン

6 環境関連の総合的な取組み

(1) 知床・羅臼まちづくり基金

町民の方々が寄付という形で積極的にまちづくりに参加していただき、町民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

「知床・羅臼まちづくり基金」の概要は、平成17年度から実施の「知床の自然保護・保全事業」・「医療・保健・福祉のまちづくり事業」・「北方領土返還運動事業」、さらに平成24年度より加わった「中学校改築事業」の4事業を施策メニューとして位置づけて実施してきましたが、平成27年12月からは、メニューの見直しが行われ4事業から6事業へと大きく変更され、羅臼町の特産品などをPRすることを目的とした返礼品制度「ふるさと納税制度」を導入した取り組みを行なっています。

6つの事業のうち、環境に関するものは「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」となっています。

世界自然遺産の「知床」に位置する羅臼町は、原生の自然保護と多様な生態系を保持しており、世界的にも貴重な知床の自然環境を人類共通の資産と考え、より良い形で後世に引き継いでいくことが必要であります。

そのため、知床・羅臼まちづくり基金「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」を活用し、これまで、「ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業」や「世界遺産ルサフィールドハウス管理事業」等を実施しています。今後についても随時最適な事業を実施して参ります。

■ 「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」の寄付状況

年度	件数	寄付額	運用額	運用内容	積立額
平成26年度	88	8,183,370	-	-	8,183,370
平成27年度	270	13,549,050	11,697,623	ヒグマ及びエゾシカ侵入防止対策事業	1,851,427
平成28年度	3,431	23,193,367	-	-	23,193,367
平成29年度	4,746	28,091,186	-	-	28,091,186
平成30年度	4,873	30,548,631	10,881,910	防災備蓄品整備事業他	19,666,721
令和元年度	4,272	35,989,795	6,476,582	世界遺産ルサフィールドハウス管理事業他	29,513,213
令和2年度	3,407	28,919,400	-	-	28,919,400
令和3年度	5,173	39,344,074	-	-	39,344,074
令和4年度	5,822	49,769,767	-	-	49,769,767
合計	32,082	257,588,640	29,056,115	-	228,532,525

(2) 羅臼町幼小中高一貫教育

幼児期から青年期までの人格の発達を一貫して支えるため幼小中高一貫教育を推進するとともに、町内の全ての幼稚園、小・中学校、高校がユネスコスクールに登録し、豊かな自然に恵まれた環境の中で、生徒一人一人の個性や可能性の伸長を図り、確かな学力の定着を目指すとともにふるさと羅臼に愛着と誇りを持ち、様々な学びを通じて将来の地球環境のことを考えられる持続可能な未来を担う人材の育成に取り組んでいます。



ユネスコスクール発表会



春松幼稚園のクマ学習

■ 幼小中高一貫教育の柱の一つに掲げる「知床学」の中で令和4年度に実施した環境に関する取組み

日 程	学 習 主 題	学 習 内 容	学 習 区 分
R4年5月～7月	クマ学習 I～Ⅲ(中高) A～C(幼小)	ヒグマに関する知識と理解を深め、安全と共存の両立をめざす。 (5月17日) 羅臼小学校3年生、羅臼小学校5年生 (5月26日) 知床未来中学校1年生 (5月28日) 知床未来中学校3年生 (6月15日) 春松幼稚園全クラス (6月21日) 春松小学校3年生、春松小学校5年生 (6月29日) 羅臼幼稚園全クラス (7月22日) 羅臼高等学校2年生	知床学
R4年5月～3月	生態系学習 知床概論Ⅰ・Ⅱ、 海洋生物、環境保護	* 知床未来中学校：外来種に関する学習・アメリカオニアザミの駆除方法について学ぶ。 * 羅臼高校：知床概論Ⅰ……………1年生 (知床学) 知床概論Ⅱ、野外観察……………2年生 水産教室、環境保護……………3年生	知床学
R4年6月11日	初任・新規転入教職員 「知床学」研修	洋上研修(クルージング)。教職員・釧教大生 計41名参加	知床学
R4年6月18日		羅臼湖トレッキング。教職員7名参加	
通年	海洋教育パイオニア スクールプログラム事業	海洋教育カリキュラムの開発と海洋教育の担い手の育成。学校での海洋教育の面的な広がりや質的向上を図る。 羅臼幼稚園：河川敷で遊ぼう、町探検、ゴミ拾い活動 春松幼稚園：昆布倉庫見学・昆布ひれ刈り体験、ごみ拾い 羅臼小学校：羅臼川探検・水質検査、昆布学習・図鑑作成 町の魅力発信ほか 春松小学校：めざせ生き物博士、サケ学習、羅臼の魅力 知床未来中学校：海洋動物(クルージング)、町のPRパンフレット制作 羅臼高等学校：野外活動ほか R5.1/12～1/15…沖縄交流会(上原小学校、西表小中学校、船浦中学校)	知床学
R4年8月26日	知床横断遠足(ゴミ拾い)	知床峠駐車場から湯ノ沢温水プールまで国道沿いのゴミ拾いを行いながら遠足を行う。R4は中止	地域活動
R4年10月20日	第14回「知床学士」検定	66名受検、9名合格(2級4名、3級5名)	知床学
R4年12月9日	第11回羅臼町ユネスコ スクール研究発表会	幼小中高生が一堂に会しての学習成果発表会	知床学

(3) 高校生の水産教室<対象；高校3年生 専科生4名、年25回程度>

漁業後継者を志す高校生を対象に、漁業に関する基礎的、基本的考え方や、知識・技術を学ぶ機会を提供することを目的とし、知床の自然環境を学び、地元の漁師として自然と共存するための正しい知識を身につける機会としています。

■令和4年度高校生の水産教室

月 日	事 業 名	講 師	内 容
5月9日	開級式・記念講演	タイガーモブ株式会社 金子 雄亮 氏	開級式・記念講演
5月23日	ロープワーク①	羅臼漁協定置青年会	結び方①
6月6日	ロープワーク②	〃	結び方②
6月13日	ダイビング講習①	(有) 知床ダイビング企画	座学講習①
6月20日	ダイビング講習②	〃	座学講習②
6月27日	ダイビング講習③	〃	座学講習③
7月4日	ダイビング講習④	〃	座学講習④
7月20日	施設見学①	羅臼漁業協同組合	ウニ種苗センター
8月19日	ダイビング実習①	(有) 知床ダイビング企画	ダイビング実習①
8月23日	ダイビング実習②	〃	ダイビング実習②
8月29日	ダイビング実習③	〃	ダイビング実習③
9月5日	ダイビング実習④	〃	ダイビング実習④
9月26日	施設見学②	羅臼町産業創生課 マルカイ羅臼海産	市場・加工場・販売店舗見学
10月5日	ブランド化・マーケティング学習	羅臼町産業創生課	知床ブランド及び ふるさと納税について
10月7日	ダイビング実習⑤	(有) 知床ダイビング企画	ダイビング実習⑤
10月18日	鮭に関する実習	館長 市村 政樹氏	鮭採卵・受精学習
10月24日	鮭トバ加工実習①	羅臼漁協定置青年会	鮭トバ加工
10月25日	鮭トバ加工実習②	〃	鮭トバ加工・昆布学習
11月7日	EM菌石鮓製作実習	知床スマイル・エコプロジェクト	EM菌石鮓の製作
——	郷土料理実習・加工品作り	羅臼高等学校断水のため中止	
11月18日	イカの解剖実習	金澤 裕司氏	イカの解剖
12月5日	プレゼン学習	佐々木 美穂氏	プレゼン能力を学ぶ
12月8日	閉級式・記念講演	NPO 法人黒潮実感センター センター長 神田 優氏	閉級式・記念講演

(4) ふるさと体験教室「知床kids」^{しつこキッズ}

<対象；小学校4年生～6年生 22名、年8回開催>

らうすの自然に親しみながら学習し、郷土の文化や愛する心を育てるために、体験学習を通じ、学習の機会を提供しています。

知床の動植物の生態系や野外活動などを通じて、環境教育プログラムを組み込み、学習しています。



知床半島クルーズ

■令和4年度の学習内容

日程	学習内容	学習のねらい	学習方法
6月4日	知床半島クルーズ・開級式	知床半島を船で観察することで、産業の地名、野生動物について観察・学習する	観察・実習
新型コロナウイルスの影響により中止	チャシコツ磯遊び	ウトロの愛護少年団と磯遊びで水中生物を採集して観察する (知床自然愛護少年団との交流事業)	体験・実習
8月20日	望郷の森トレッキング	望郷の森周辺の動植物に関する学習	観察
9月3日	アクアマリンふくしまとあそぼう！	海の生き物（魚）を観察・学習する	体験・実習
10月22日	探険！60年前の羅臼村	市街地図や古写真をもとに市街地を探索し昔の羅臼について学ぶ	実習
12月10日	こまぐさ学級との交流会	異世代交流を行い、一緒に文化を学ぶ	体験・実習
新型コロナウイルスの影響により中止	相泊以北で冬の生き物観察会	車で行くことのできない相泊以北を歩きながら野鳥やトドなどの観察を行う	観察・実習
2月25日	スノーシュートレッキング・閉級式	冬の外での活動機会の提供 外遊びを通して自然を学ぶ	体験

(5) 知床スマイル・エコプロジェクト

羅臼町女性団体連絡協議会、羅臼漁協女性部、羅臼商工女性部の3団体により組織され、家庭でできるエコ活動として「海や川を汚さない活動」や「買い物袋持参運動」を全町に呼びかけ実施しています。

また、女性活動から羅臼町の環境保全と新たな魅力発信スポットの創出を目的とする「RAUSUGARDEN プロジェクト」を実施しています。

■令和4年度の活動内容

日 時	内 容	備 考
通年活動	EM 菌石鹼の製造と普及啓発活動	EM 菌石鹼の製造・販売
〃	RAUSU GARDEN プロジェクト	塩害・風害・食害調査の為の試験植栽の実施 ガバメントクラウドファンディングの実施



RAUSU GARDEN プロジェクト

(6) 環境関連決算

羅臼町の環境関連決算額は、以下のとおりです。

景気低迷、人口の減少や高齢化の進行、さらには基幹産業である漁業の低迷などにより、全体に厳しい財政状況下にあります。

環境衛生関係費については、ゼロカーボンに関する経費の影響等により決算額が増加となっています。

また、清掃関係に関しては、各ゴミ処理の広域施設の負担金や、光熱水の高騰や物価上昇の影響等により決算額が増加傾向となっています。

令和4年度の一般会計に占める環境関連予算比率は、8.54%となりました。

【過去10年間の決算額】

(単位：円)

年度	環境衛生	自然保護	清 掃	環境関連計	一般会計決算額	一般会計比率
H25	15,613,034	14,702,781	319,683,111	349,998,926	3,794,809,999	9.22%
H26	18,059,102	22,991,680	325,866,396	366,917,178	4,131,004,342	8.88%
H27	14,557,135	21,071,084	332,136,275	367,764,494	3,851,396,612	9.55%
H28	19,451,700	9,301,364	358,476,420	387,229,484	4,416,441,898	8.77%
H29	14,879,384	9,219,137	332,272,768	356,371,289	6,088,291,321	5.85%
H30	16,452,532	9,120,504	353,549,267	379,122,303	4,891,019,754	7.75%
R 元	46,358,020	11,353,962	372,108,853	429,820,835	4,424,040,401	9.72%
R2	17,052,468	12,773,327	368,299,015	398,124,810	5,681,814,510	7.01%
R3	18,023,055	12,738,393	448,456,907	479,218,355	5,994,189,877	7.99%
R4	22,926,442	13,970,931	459,505,027	496,402,400	5,815,738,482	8.54%

<説明>

区 分	内 容
環境衛生	環境保全、合併処理浄化槽設置補助などに係る経費
自然保護	世界遺産、野生鳥獣保護、ビジターセンターなどに要する経費
清 掃	し尿処理、ごみ処理などに係る経費

7 資料編

(1) 羅臼町環境基本条例

平成17年6月23日条例第30号

羅臼町環境基本条例

前文

羅臼町は、日本最後の秘境と称される知床半島の原生の自然環境とオホーツク海の豊かな恵みに生まれ、幾多の先人たちの努力により、今日の発展を遂げてきました。

今、私たちは、知床の豊かな海に感謝し、まちの発展とすぐれた自然環境を次の世代に引き継がなければなりません。

しかしながら、私たちの日常生活や事業活動は、社会経済構造の中で利便性や生活の豊かさを追求してきたことにより、廃棄物の増大や水質汚濁、汚染物質の蓄積など様々な環境問題を引き起こしております。

さらに今日の環境問題は、地球温暖化や森林消失などにより地球規模にまで拡大し、私たちの生活に影響を与え始めています。

これからは、地域から地球規模の環境の保全に取り組むとともに、今までの社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境学習をとおして、環境に配慮した行動や考え方を身につけ、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要であります。

今こそ、私たちの生活がこの自然環境に支えられてきたことを再認識し、美しい景観が織りなす自然と調和した町に住むことに誇りを持てるようにしたい。

このような認識のもとに、町民一人ひとりが自然と共生し、きれいな空気、清らかな水、豊かな海と緑に恵まれた郷土を守り、未来の世代に継承するためここに羅臼町環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境に恵まれた本町の良好な環境保全と自然の利用並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）についての基本理念を定め、町、事業者、町民、滞在者の責任を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって世界的価値を有する知床の自然環境の保護及び海洋生態系の保全と町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体のオゾン層の破壊、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他、地球全体又はその広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であり、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他、人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、良好で快適な環境を享受する全ての町民の権利実現を図るとともに、これを未来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの活動と環境への係わりを認識し、環境への配慮を行うことにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境保全は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの問題として捉え、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた総合的な施策を計画的に推進する責務を有する。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定するとともに、事務事業の実施に当たっては、環境の保全に配慮し、自らが環境管理に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するように努めるとともに、その事業活動に伴つて生じる公害を防止し、又は自然環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築、樹木の伐採及び水面の埋立てを行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は、廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 4 事業者は、環境の保全に積極的に努めるとともに、地域社会と協働して、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への関心を高めるとともに、日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 町民は、快適な環境の維持に積極的に努めるとともに、町が行う環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が行う環境保全の施策、事業者並びに町民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 町長は、毎年、町民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第9条 町は、基本理念にのっとり、次の基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
 - (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、海洋、水辺、森林、農地等における多様な自然環境を保全すること。
 - (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等、心の豊かさを感じることができるとともに、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的・文化的環境資源を保存し、活用するとともに、身近な水辺と緑とのふれあいづくりを推進すること。
 - (4) 環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。
 - (5) 地球環境保全に資する施策を推進すること。
- 2 町は、施策の基本理念に基づき、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先して行うものとする。

(環境基本計画)

第10条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、事業者及び町民の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ羅臼町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 環境の保全を推進するための施策等

(環境影響評価等の措置)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行い、又は行おうとする者が、あらかじめその事業による環境の影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、環境保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置
 - (2) 自然環境を保全することが、特に必要な区域における自然環境を保全するために必要な規制の措置
 - (3) 保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物を適正に保護するために必要な規制の措置
 - (4) 人の健康又は生活に係る環境を保全するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第13条 町長は、事業者の活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認められるときには、事業者との間で環境に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第14条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を促すため、必要かつ適切な助成又は、その他の措置を講ずるものとする。

- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業所、町民及び滞在者に公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第15条 町は、廃棄物処理施設、生活排水処理施設その他の環境の保全に関する公共施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、その他の公共施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、人と自然との共生をめざした環境を確保するため、身近な自然環境を生かした景観の保全と創造、歴史的・文化的環境資源の保存と活用その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量及び資源リサイクルの推進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理等を行うときは、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者や町民による廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、環境への低減に資する事業活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第17条 町は、湖沼、河川及び海域における良好な水環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、飲料等における安全な水の循環と確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑の確保と快適な生活環境の保全)

第18条 町は、潤いと安らぎのある環境の保全及び創造を図るため、緑化及び環境美化の推進、自然と調和した景観の確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、農地における環境の保全及び創造を図るため、農地の荒廃防止及び有効利用を促進し、環境への負荷の少ない農業の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(身近な水環境と緑とのふれあいづくり)

第19条 町は、良好な自然環境のもとで、人と自然が共生しながら身近な水辺や緑とのふれあいを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の保護管理)

第20条 町は、人と自然が共生できる基盤整備を形成するとともに野生生物の多様性を損なうことなく保護管理するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第21条 町は、事業者、町民及び滞在者が環境の保全について理解を深めるとともに、自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 町は、特に児童生徒の環境保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的活動の推進)

第22条 町は、事業者、町民及び滞在者又はこれらの者が組織する団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第23条 町は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境への負荷の低減となるよう自主的な管理を促進するため、助言その他必要な支援を行うものとする。

(町民等の参加機会の確保)

第24条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者及び町民の参加機会の確保に努めるものとする。

2 前項の場合において、児童生徒の参加機会の確保についても配慮するものとする。

(町民等の意見の反映)

第25条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者、町民及び滞在者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動を促進するため、環境の保全に関する情報の収集並びに事業者、町民及び滞在者への適切な情報提供に努めるものとする。

(調査及び研究の推進)

第27条 町は、国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する調査並びに研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第28条 町は、環境の状況を的確に把握するため、関係機関と協力して必要な監視、測定、試験及び検査等の整備に努めるものとする。

(国及び他の公共団体との協力)

第29条 町は、環境の保全及び創造に関する広域的に必要な施策について、国及び他の公共団体と協力して推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第30条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町の関係部局の連携及び施策の調整を図るものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び民間団体と協力して推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第31条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第32条 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する町民、事業者及び民間団体等の取り組みを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、地球環境の保全に資するために国際機関、国、他の公共団体及び民間団体と連携して推進に努めるものとする。

(環境監査)

第33条 町は、自らの事業及び活動における環境への状況を点検するため、自ら環境監査を行うものとする。

2 町は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 羅臼町環境審議会

(環境審議会)

第34条 環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、羅臼町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) その他の環境に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、町長に建議することができる。

(組織等)

第35条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
ただし、環境に関する十分な論議がなされるよう配慮した選考を行うものとする。

- (1) 町内に在住する人(公募を含む)
- (2) 専門的知識を有する人
- (3) 事業者
- (4) 環境保全に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した人

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会は、原則として公開とする。

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(部会)

第38条 審議会に、部会を設けることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、所属委員の中から互選する。

(専門委員)

第39条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知識を有する人から町長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該事項の調査期間とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(2) 羅臼町不法投棄防止条例

平成26年3月14日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、町内において環境美化に対する町民の意識啓発を行い、環境の破壊及びゴミの散乱の原因となる不法投棄の防止に関し、必要な事項を定め、町、町民、滞在者等、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者をいう。
- (2) 滞在者等 観光旅行者その他の滞在者及び町内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) ごみ 事業又は家庭から出る一般廃棄物等をいう。
- (6) 再生資源 廃家電製品、空き缶、空きビン、ペットボトル等の資源として再生利用可能なものをいう。

(町の責務)

- 第3条 町は、羅臼町環境基本条例（平成17年条例第30号）第3条に定める基本理念にのっとり生活環境の保全を図るため、不法投棄の早期発見に努めなければならない。
- 2 町は、環境美化を保つため、不法投棄に対し、早期の情報入手に努めなければならない。
 - 3 町は、不法投棄と認められる事実を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しなければならない。
 - 4 町は、町民、滞在者等、事業者及び土地所有者（以下「町民等」という。）に対し、不法投棄防止に関する意識啓発を図らなければならない。
 - 5 町は、清掃活動又は、不法投棄防止に関する活動を行う町民等に対し、その活動を支援するよう努めなければならない。

(町民、滞在者等及び土地所有者の責務)

- 第4条 町民及び滞在者等は、環境美化活動に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 町民及び滞在者等は、生活環境の保全のため、ごみ及び再生資源（以下「ごみ等」という。）の散乱防止に努めなければならない。
 - 3 土地所有者は、その所有し、占有し、又は管理する場所において不法投棄をさせないよう防止に努めるとともに、不法投棄された場合には必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により生じたごみ等の適切な処理を行い、不法投棄防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する不法投棄防止に関する施策に協力しなければならない。

(ごみ等の投棄禁止)

第6条 何人も、みだりにごみ等を投棄し散乱させ、環境の美化に支障をきたす行為をしてはならない。

(情報提供)

第7条 町民等は、ごみ等の不法投棄又は不法投棄者を発見したときは、速やかに町長に情報提供するものとする。

(措置命令)

第8条 町長は、第6条の規定に違反して、ごみ等をみだりに投棄した者に対し、原状回復を命ずることができる。

2 町長は、町民等からの不法投棄の情報提供があった場合、速やかに関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に措置しなければならない。

(立入調査)

第9条 町長は、ごみ等の不法投棄がされたと認められる土地又は建物に立入調査をすることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係機関との連携)

第10条 この条例の実施にあたっては、必要に応じ関係機関と連携を図るものとする。

(罰則)

第11条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 知床国立公園

■制度の概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」ため、全国で22番目の国立公園として指定されています。

また、国立公園区域は世界自然遺産地域の約86%を占めています。

■公園区域の指定状況

- ・ 指定年度：昭和39年6月1日
- ・ 規制内容：特別地域（特別保護地区及び第1種から第3種までの特別地域）、普通地域に区分され、それぞれ下記のような規制があります。特別地域内で当該行為を行うときは環境大臣からの許可が必要となっており、普通地域においては届出の提出が必要な場合があります。

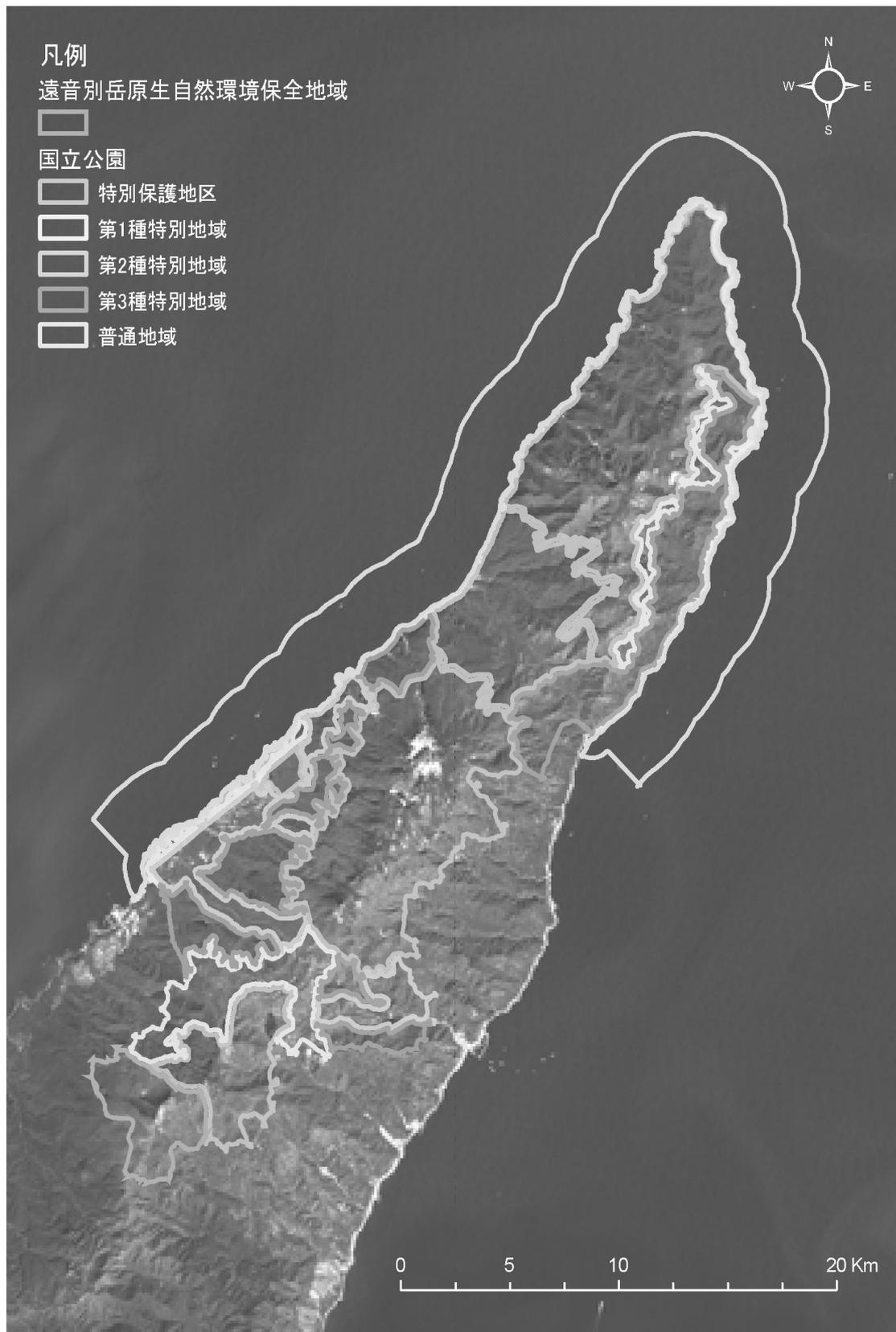
第1種～第3種 特別地域	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採・土石の採取、河川・湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、広告物等の掲出、土地の形状を変更すること、山岳に生息する動物・高山植物・その他環境大臣が指定する動植物の捕獲・採取・損傷等、屋根・壁面・橋・鉄塔等の色彩の変更、指定区域内への立入、道路や宅地等以外で環境大臣が指定する区域内で車馬・動力船を使用することなど
特別保護地区	特別地域での禁止行為、木竹の損傷・植栽、木竹以外の植物の採取・損傷・落葉・枯枝の採取、動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）、屋外において物を集積・貯蔵すること、たき火など
普通地域	工作物の新築・改築・増築、特別地域の河川・湖沼等の水位又は水量に影響を及ぼさせること、広告物等の掲出、水面の埋め立て・干拓、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形状を変更することなど

- ・ 面積：61,307ha（陸域：38,954ha 海域：22,353ha）

	陸域					海域
	特別地域					普通地域
	特保	第1種	第2種	第3種	計	
羅臼町	8,437	1,999	913	4,594	15,943	22,353
斜里町	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	
合計	23,526	4,148	3,249	8,031	38,954	22,353

※陸域は全て特別地域、海域は全て普通地域であり、海域には町界は存在しない。

· 区域图



■主な利用施設の状況

○知床国立公園羅臼温泉野営場

羅臼市街地から知床峠方面に約3km行ったところにある森の中のキャンプ場。羅臼岳登山口や間欠泉、無料の露天風呂「熊の湯」も近くにあることから人気が高く、シーズン中は混雑します。



写真：知床国立公園羅臼温泉野営場

<施設概要>

期 間	6月上旬から9月下旬
管理運営負担金	300円/人
設 備	炊事場2 トイレ2 駐車場55台（普通乗用のみ）

<過去5年の利用人数>

令和4年度	3,032人
令和3年度	2,500人
令和2年度	3,638人
令和元年度	3,921人
平成30年度	3,694人

(産業創生課)

○知床峠

羅臼町と斜里町ウトロを結ぶ知床横断道路の頂上で、知床連山の尾根筋にあたる標高738mの峠となります。

冬期間は積雪のため通行止めとなっていますが、5月上旬から10月下旬まで、羅臼町と斜里町を結ぶ道路として、またドライブコースとしても利用され、夏の残雪、羅臼岳の紅葉、海に浮かぶ国後島を眺めることができる観光スポットにもなっています。



写真：知床峠駐車場と羅臼岳

<施設概要>

期 間	4月下旬から11月上旬（冬期間通行止め）
設 備	駐車場 乗用車66台 バス12台 トイレ1（開通から6月中旬までは水道凍結のため仮設トイレのみ使用可）

○羅臼岳登山道

標高 1,661mの羅臼岳へ登るための羅臼側からの登山道。斜里町側からは、ウトロの岩尾別からの登山道があります。

羅臼側からの所要時間は、登りが約6時間で下りが約4時間となっており、コースも雪渓が登山道のオープン後、約1ヶ月残るため、この間は登山者が迷いやすく、上級者向けのコースとなります。

登山道沿いにはトイレが無いため携帯用トイレの持参が必要となります。

<過去5年羅臼側登山道利用者>

令和4年度	298人
令和3年度	360人
令和2年度	328人
令和元年度	393人
平成30年度	463人

(環境省入山カウンター)

※利用者数は環境省提供

※平成16年より環境省が入山者カウンターを設置しています。ヒグマなどの野生動物がカウンターを通過してもカウントされるため、正確な入山者数ではありません。

○羅臼湖線歩道

大小4つの沼をめぐり、羅臼湖にいたる羅臼湖線歩道は上り下りが少なく、沼と植物と山を一度に楽しむことができます。残雪や霧で迷いやすく、ヒグマの高密度生息地となっており、登山と同様の装備が必要となります。

また、ぬかるみが多いため長靴の装備も必要です。羅臼湖入り口には駐車場が無いので知床峠山頂へ駐車するかバスやハイヤーでの移動となります。



なお、この歩道は、荒廃が顕著な場所の利用を避けるため、平成25年より新たなルールとなっています。

<過去5年羅臼湖入山者数>

令和4年度	1,079人
令和3年度	1,445人
令和2年度	1,310人
令和元年度	2,297人
平成30年度	1,778人

(環境省入山カウンター)

※入山者数は環境省提供

※平成16年より環境省が入山者カウンターを設置しています。ヒグマなどの野生動物がカウンターを通過してもカウントされるため、正確な入山者数ではありません。

○熊越の滝

羅臼川上流にある高さ15mの滝。知床国立公園羅臼温泉野営場から知床峠に向かって約1km進むと左側に入り口が見えてきます。滝までの所要時間は約15分と距離は短いものの、濃い緑とバイカモが繁茂する清らかな流れが印象的となっています。

また、駐車場が整備されていないため、野営場か熊の湯駐車場に駐車し徒歩での移動となります。

羅臼湖同様にヒグマの生息地となっていますので、ヒグマ対策が必要となります。



写真：熊越の滝

<過去5年熊越の滝入山者数>

令和4年度	512人
令和3年度	1,145人
令和2年度	1,110人
令和元年度	1,227人
平成30年度	1,139人

(環境省入山カウンター)

※令和4年度は、8月～9月繁忙期のデータが欠損のため参考値

※入山者数は環境省提供

※平成18年より環境省が入山者カウンターを設置しています。ヒグマなどの野生動物がカウンターを通過してもカウントされるため、正確な登山者数ではありません。

羅臼町環境基本条例では、「町民の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定めています。

この「羅臼町 環境白書2023」は、その「報告書」として、令和4年度に実施した羅臼町の環境施策について入手可能な資料を用いて取りまとめています。

記載項目や表現方法等については、町民の皆様が分かりやすいよう、今後も適宜見直し、内容を高めていきたいと考えていますので、お気づきの点があれば羅臼町環境生活課までお知らせください。

羅臼町 環境白書 2023

発行 令和5年8月

羅臼町 環境生活課

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

TEL 0153-87-2111 (代表)

0153-87-2115 (課直通)

FAX 0153-87-2358

URL <http://www.rausu-town.jp/>